九月號

大衆

昭和二年八月二十八日印刷　昭和二年九月一日發行　（毎月一回一日發行）

無產政黨綱領批判　成瀨光雄

ブル政黨の發達——現段階の位置　薄茂人

地方議會選擧號

議會に對し如何に鬪爭すべきか？　コンミンタン第二回大會決議

勞農黨府縣議戰「一般政策」調査資料

VOL. 2　1927　NO. 7

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

謎の電氣死刑

サッコ＝ヴァンゼッチ事件の眞相

荒川實藏・佐々木孝 共編

世界を震憾したサツコ、ヴアンセツチ兩人の電氣死刑は、幾千萬無產大衆の熱誠な救命運動もその効なく、遂に八月二十三日に執行された。彼等が白色テロリズムの犧牲として幽閉されること茲に七年、遂に恨みをのんで斷頭臺上の露と消えた。彼等は果して殺人犯人であつたか。否々々、斷じて否。見よ、一片の確證なきその裁判記錄を。讀め、奇怪極まるその眞相を。本書を讀みて誰か悲憤せざる者あらんや。

再版出來

定價 三十錢（寫眞及說明圖入）

東京九段中山ビル

南宋書院（振替東京七五三二八番）

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二巻 大衆 第七號

◇無産政黨の選擧綱領批判……成瀬光雄（二）

◇ブルジョア政黨の發達——現段階の位置……薄茂人（一五）

◇現階段の「ドン・キホーテ」……濱野哲夫（六六）

勞農黨府縣議戰
「一般政策」
調査資料

○地方財政のからくり……荒木五郎（三三）

○地方自治體の中央專政……黒田壽男（三七）

○偏務的な教育制度……星政市（四六）

○勞働者小農の住宅權の確立……園德三（五一）

○巨大な資本を擁する地方公益產業……野村保司（五四）

國內戰線……（八〇）

◇議會に對して如何に鬪爭すべきか？……ニンミンタン二回大會決議（七〇）

◇ブツクレビユー……（九七）

無産政黨の選擧綱領の批判

成瀬光雄

この九月から全國にわたつて行はれる府縣會選擧は我が無産階級にとつて重大な意義をもつものである。それは、ブルジョアジーの政治機構に直面するひとつのもつとも大なる機會である。そこで、いまや、無産階級の利益を代表する或は少くも代表すると稱しつゝある多くの黨は、一齊に、これに對する準備を急いでゐる。

これらの無産政黨として名乘をあげてゐる黨は、もしさまざまの地力政黨までも加へるならば、實に夥しい數にのぼるであらう。これらの黨が、眞實には何を目指してゐるか、これら政黨のおのおの本質如何は、もとより、別にこれを明かにしうる。が、それはまた、こんどの選擧に對してどんなふうに處するかによつても窺ふことができよう。われわれは諸無産政黨の選擧對策に充分な注意を拂はねばならない。

わたしは、こゝで、かうした諸黨の選擧對策を見るために、その選擧綱領をとつて來ようと思ふ。

いふまでもなくこの綱領は、黨の態度、本質をば、そのまゝ直裁端的に表すものではない。それは暈かされてをり、そこには粉飾がある。なほしかし、われわれが少し鋭く眼を馳せるならば、綱領をとほしていろいろなことを學びとる

ことができよう。
わたしは日本農民黨、社會民衆黨、日本勞農黨、勞働農民黨の四つを選ぶことにする。（讀者は八月號本誌に掲げたこれら四つの黨の綱領を是非參照しながらこの論文を讀んでいたゞきたい。）

一　日本農民黨

日本農民黨の性質は、すでにわれわれによく知られてゐるところである。それは、農民層をば、特にそれだけとして政治的に結成した、またさらに結成せんとしつゝあることによつて、無產階級運動に對して反動的な役割をなすものである。なぜか？　日本農民黨は農民層と、都市プロレタリアートの差異をことさらに强調してゐる。これは、階級鬪爭がブルジョアジーとプロレタリアートとのただ二つの陣營に分れて鬪はるべきを意識的に妨げ、無產階級の戰鬪力を減殺せしめるものである。日本農民黨は都市と農村とを漠然對立せしめる。これは、農村における地主と小作人および窮乏せる農民との階級對立を拭ひ去らうとするものである。

このことゝ必然的に聯關することであるが、日本農民黨は、小作人よりもむしろ自作農、小地主等を地盤としてゐる農村プロレタリアートが、プロレタリアートとしての意識に目醒め都市プロレタリアートと緊密に共同しつゝある今日日本農民黨は、農民黨たらんがためには、かく自作農、小地主等に據るよりほかないのである。

これらの日本農民黨の本質は、こんどの選擧綱領からも充分に看取しえないであらうか？

そこには「都市偏重政策の撤廢」、「所得稅並に營業收益稅の都市獨占の解放」を掲げてゐる。これらの意味するところは何であらうか？　いふまでもなく、「都市」に對して「農村」を、大地主と小作人の別なく、鬪はせることである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

従つて、同時に、それは小作人を都市勞働者と闘はしめることである。

さらに、「豫金部資金、保険會社運用資金並に勸業銀行、普通銀行の長期資金の地方還元及び農村金融の組合化」といふ項目が見出される。これらの金融の便宜を亨ける者は誰れか？ 小作人ではなく、せいぜい云つて自作農、むしろ小地主、もつとも多くは現在において大地主であることは明かではないか！ この項目は、はからずも、日本農民黨の地盤を語るものである。

しかも、これらの項目が、他のものと一緒に、志す歸趣は何であるが？ それは綱領の劈頭に高く掲げられてある「自治體の產業組合化」である。

こゝで「自治體」とは何を指すか明瞭でない。しかし、「產業組合化」といふことから考へて、田舍の小さな町や村を主として云ふものであらうことは。察するに難くない。こゝにおいて、日本農民黨の意圖するところはますます明瞭である。產業組合化！ 地主と小作人との階級闘爭の存じない、都市とは離れた、平和な農村の組合！ 我々は單にこれを罪のない空想として笑つてゐるべきではない。階級闘爭の尖銳化してくる今日、支配階級が無產階級のうちにもその味方を作らうと欺瞞政策と分裂政策とを頻りに行ひつゝある今日、階級闘爭の休止を主張する日本農民黨のかゝる態度はすでに立派に反動的である。

今日、我國のブルジョアジーは世界資本主義の舞臺における强方な一帝國主義國として、「日本帝國」を固めようとしつゝある。これがためにはいはゆる農村の確立が必要である。近時の支配階級の地方政策なるものはこれである。日本農民黨の府縣會選擧の對策に現はれるところの態度は、この支配階級の「農村の確立」に通謀するものにほかならない

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　社會民衆黨

日本農民黨の選選綱領から社會民衆黨のそれにうつると、これは、ともかくも一應ずつと體系だつてゐる。且つまた日本農民黨のが主として農村問題、農民問題に偏つてゐたのに反して、村會民衆黨のは都市、農村の全部にわたつてその全體的な(!)主張を掲げてゐる。

ところで、社會民衆黨の府縣會選擧に對する根本態度はいかにあらうか？機關紙「社會民衆新聞」は云ふ、――『わが社會民衆黨は政友會の標榜する官僚的なる地方分權主義に反對し、封建的なる府縣政を民衆の手に奪還して完全なる地方自治政を實施することを目的としてこゝに戰陣に就かんとするものである。』(「社會民衆新聞」第二十七號、傍點――成瀬)では、かゝる「完全なる地方自治政は」いかにして「實現」されるか？　六月二十日附の社會民衆黨中央執行委員會はこれを説明してゐる。『第一に、先づ地方自治體を既政々黨の手より奪取して、民衆自身に依り地方自治の根本を確立するとことである。第二に、府縣町村の財政税政をして勤勞階級本位の大改革を加へしめ、以て蹂躙せられる生活の權利を正當に奪還することである。第三は行政組織といはず、教育制度といはず、都市農村計畫といはず、總てに通じして行はるゝ封建的、官僚的、劃一的、中央集權的弊風を排し、民衆的社會的、自治的、分權的制度に之を置き換へることである。』(同上)

これによつて見れば、社會民衆黨の追ふ目的は『完全なる地方自治制を實現する』ことであり、このためにこそ、社會民衆黨は既成政黨によつて代表される支配階級と行政に財政に教育制度その他において鬪爭するものだと、いふのである。鬪爭の出發點として考へられてゐるのではなく、實に終極目標として置かれてゐる。云ひ換へれば、だからして

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會民衆黨にあつては、府縣會選擧戰に對しては、これが資本主義の××にどんな意義をもつかは考へられないで、それは傍へ押しやつておいて、たゞ「完全なる地方自治制」が眼の前に泛べられてゐるのである。資本主義を××せしめるといふことは意圖されないで、單に現實的な利害（こゝでいへば、自治制の確立といふ）だけが頭に置かれる。それはまさに改良主義である！

このことはこの黨の選擧綱領に生きいきと描き出されてゐる。

それは數多くの現實的な要求を掲げてゐる。が、ひたすらに實現を願ふのであるから、それは決して高い要求ではない。第一の「地方自治制の徹底」といふ項をとつて見よう。その第一に掲げられてあるものは「地方官の民選」であるところが、同黨の「一般地方政綱解說」によると、『民選の方法は府縣民の直接投票によるのがより民主的である』（吉川末次郎『地方自治制の徹底に努力せよ――我黨の一般地方政綱解說』社會民衆新聞第二八號、傍點――成瀨）といふことである。一般直接投票は「より民主的である。」しかし必ず一般直接投票によるべしとは決して云はないのである。かうした曖昧さのうちにどんな程度の「地方官の民選」にでも妥協しうる可能性を充分に包んでゐるではないか！

また地方財政については、僅かに「家屋稅免稅の設定」、「戶數割の有產階級負擔」と「勤勞階級負擔の府縣營業稅及雜種稅の廢止」だけである！　要求が少いといふだけではない。いづれもが曖昧さの裡にどれほど低い要求としても考へられる用意を備へてゐる。その他皆この類である。

ところで、改良主義が今日、大ブルジョアを利益することになることは、すでにいろいろの方面から明かにされてゐるところである。むしろ改良主義は、ブルジョアを利益することによつてこそ、改良主義たりうるのである。

いま、さらに社會民衆黨の綱領を見ると、そこには「公營銀行の創設」といふ項目がある。また澤山の「公營」の要

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

求がある。貧乏人から集められた金がいかに大ブルジョアの喰物になるかは、郵便貯金の例によつてもわれわれの十二分によく知つてをることである。漫然と、「公營銀行の創設」を主張するのは、なによりもブルジョアを利するよりほかの意味をもたない。「電力の公營」についても同樣である。現在の私營がいかにして公營に移されるのか？ 買收によつてか？ 日本の電氣業資本家はこれを待つてゐるのである。何人の費用をもつて、またいかにして公營が實現されるかを明かにしないで、「公營」を叫ぶのはブルジョアの利益を代辯するものである。同様のことは「土地公有化の促進」についてもいふことができる。

それはしばらく措くとして、われわれが社會民衆黨の選擧綱領を見るときに著しく眼につくのは、「勤勞階級化」、「民衆化」の文字である。「地方財政稅制の勤勞階級本位化」、「農業產業組合都市信用及購買組合の勤勞階級化」と云ひ、「醫藥救療機關の民衆化」といふ。これはまた、さきの府縣會選擧に對するこの黨の根本態度を表した中央執行委員會の決議においても見たところである。

このことは、「民衆」、「勤勞階級」の言葉を以て總てを蔽ふことは、何を意味するであらうか？ もちろん、我々はひとりプロレタリアートのみならず、なほまた帝國主義ブルジョアの抑壓に苦しみつゝある小ブルジョア層をもブルジョアジーとの鬪爭の戰列に就かしめねばならない。しかし同時に、我々はこの鬪爭において先端に立つものはプロレタリアートであり、小ブルジョア層はこれに率られてのみ戰ひうるものであることをはつきりと認めねばならない。府縣會選擧戰においてもこのことは確保されねばならない。しかるに、社會民衆黨の如くこれらを併せてたゞ勤勞階級、民衆と考へ、しかく呼ぶことは、この差異を滅却することであり、階級鬪爭におけるプロレタリアートの特殊の地位を否認することである。しかも、そのことは當然に、小ブルジョアのイデオロギーに墮することを招く。社會民衆黨の綱領に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

いふ「勤勞化」「民衆化」はこのことを意味するものである。プロレタリアートを先頭に立てゝ小ブルジョアを率るのではなく、府縣會選擧戰におけるこの黨の態度が、一に小ブルジョアを目指し、これに追從しようとするものなることを示してゐる。そしてまた、これにその改良主義的な立場が結びつけられてゐる。

小ブルジョア的な改良主義！　これが社會民衆黨の選擧綱領の示すところであり、それはまたこの黨の本質を語るものである。

小ブルジョア的な改良主義が無産階級内においていかに最悪の敵であるかは、第二インタナショナルが世界的の規模において證明した、またしつゝあるところである。

三　日本勞農黨

日勞黨はこんどの府縣會選擧の根本的意義をいかに見てゐるか？「日勞黨新聞」によれば、同黨の擴大中央委員會はすでに早く、こんどの選擧に臨むべき「方策」として、『(一)黨勢の擴張を謀ること、(二)當選者を可及的多數出す樣に努めること、(三)黨員及一般無産大衆の政治的訓練に重點を置くこと、』を擧げた。(日本勞農新聞、第九號)さらに近く同新聞は社說においてこれの點を明かにして、『(一)府縣會選擧は來るべき總選擧の前哨戰である。……(二)現在の府縣會は宛然として利權漁りの集團の觀がある。……我々は現在の府縣會を利權屋の跳梁から廓淸し、公然の利權的取引を監視しなければならぬ。……地方自治體に於ける勝利は、延いて一般國政の上に我等の勢力を反映せしめる前提であるこの意味に於て我等は一人でも多く府縣會に代表者を送ることに努力せねばならぬ。』(日本勞農新聞、第十五號社說)

我々はこれらによつて日勞黨の府縣會選擧に對する根本態度を測ることができる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日勞黨はなるべく多數の當選者を出すことを當面の目標とする。そしてこれらの意圖するところは、第一に、地方自治體における勢力の反映であり、地方自治體の廓清である。第二にこれらの運動を通じての政治的訓練がある。

當選者を出すことに努めるのは、もちろん正しい。當選したつてしなくたつてそんなことはどうでもいゝといふのは無責任な極左的態度である。しかし、當選者を出すだけが目的ではない。もしさうならば、それはブルジョア政黨と同じ立場に立つことだ。なんのために當選者を出すのか？ これに對する日勞黨の答は極めて曖昧である。地方自治體の廓清といふか？ このことを現實に可能であり、終極目標と考るのは、さきに見た社會民主黨と同じ改良主義に陷する地方自治體に勢力を伸し、「延いて一般國政の上に」その勢力を反映せしめるためにと云ふか？ それだけならば日和見主義的な單なる議會主義である。なんのために地方自治體に、一般國政の上に勢力を張るのか？ こゝにおいてか日勞黨の答はない。

もちろん、日勞黨の諸君が資本主義の××を目指し、これの手段としてこれらに勢力を反映せしめることを考へつゝあるだらうといふことは、われわれの諒察するところである。しかしながら、兩者はいかに聯關せしめられるのか？ この點がもつとも大切である。日勞黨はこの考察を全然缺いてゐる。

また、「政治的訓練」についても同樣である。それがいかなる意義をもつかが明にされてゐない。のみならず、單なる「訓練」といふがごときは無意義である。われわれは府縣會選擧において、現實に、確實に一段階を獲ちえねばならない。

かうした日勞黨の根本態度はその選擧綱領にもよく表れてゐる。

日勞黨新聞第十五號の社説は、五つのスローガンを掲げてゐる。（七月二日の同黨の選擧對策委員會で決定された六つ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のスローガンと内容は全く同じ）いま、これを見ると、いづれも府縣の法律、行政、財政、教育に關した具體的なものである。府縣に即した具體的なものを掲げるのはいゝ。けれども、われわれは上にのべたところから明かであるやうにさらに、これをとほして、根本的に何に向つて鬪爭するのであるかを充分に明確にせねばならない。日勞黨のスローガンはこれを含んでをらない。

　單にスローロンがこれを表してゐないだけではなく、何處にも出見されないのである。元來、日勞黨はこの簡單なスローガンの他には、この黨の要求を詳細に掲げたものをはつきり發表してゐない。ただ『中央執行委員會で決定した』ものとして同黨の機關紙の「府縣會選擧に如何に戰ふべきか」なる欄に掲げられたものがあるだけである（日本勞農新聞第一二號）

いま、これを見よう。こゝでもこんどの府縣會選擧においては何に向つて鬪爭するのか、それは無產階級の全鬪爭においていかなる意義をもつのかが少しも明かにされてゐない。

　さらに立入つて見ると、例へば、第一に「知事公選」を掲げてゐる。しかし公選の方法については說くところがない第二の「地方財政に對する主張においては、地方財政の確立」といふやうな極めて曖昧な文字が用ゐられてゐる。以下掲げるところの租稅政策もなんら體系をもつてゐない。例へば、種々なる惡稅を並べながら、現今もつとも下層民を苦しめつゝある戸數割を脫してゐるなどのことがある。この體系の整はず、漫然といろんなものを並列してゐることは他の項目についても同樣である。第五の教育對策を見る。「學用品の無料貸與」があるかと思へば、「實業補習教育の擴充」がある。實に斷片的である。

なほ、この「實業教育の擴充」といふことに、同黨は非常に力瘤を入れてゐるやうだ。スローガンにもこれを置いて

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ゐる。しかし、特に「實業教育の擴充」だけではなく普通教育の擴充が同時に必要である。日勞黨がわざわざ實業教育をもつてきたのは、地方の特殊的、具體的な問題を取りあげたといふつもりであらう。しかし、これは機械的である。一般的なものをも當然に掲ぐべきである。

要するに、日勞黨の選擧綱領は、これを個々について見ると、甚だ體系が整つてゐない。むしろ社會民衆黨に劣つてゐる。そして、特に具體的なものを掲げやうとしてゐるが、それは機械的である。一般的なものへの聯關を缺いてゐる

このことは、先きの日勞黨が府縣會選擧戰の全鬪爭における意義を把捉してゐないことゝ考へ合せるならば、事態をさらに明瞭にならしめる。

日勞黨は、府縣會選擧戰が、帝國主義時代の絶對主義的專制に對向するところの、帝國主義が必然になさうとする本質において徹底的に中央集權的な政策に對向するところの鬪爭として戰れねばならないことを充分に理解しない。そこで、たゞ切離して府縣會選擧戰を考へる。だから、府縣會のもつブルジョア的な性質から考へて、たゞ當選者を多くしろ、政治的訓練だといふやうに主張する。綱領も機械的に具體的なものを掲げ、しかも、——一般的なるものへの聯關を攫んでゐないから——休系をもたないといふことになる。(我々はこゝで小ブルジョアの獲得のみをひたすら考へる社會民衆黨の綱領が、別の意味から、遙かに整つてゐることを考へるべきだ)

しかし、これらの府縣會選擧に對する日勞黨の態度は、それだけでなく、またこの黨の無産政黨としての性質を語るものではないだらうか?

四　勞働農民黨

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最後に、われ〳〵が勞農黨にくると、その選擧綱領の、これまで見た諸黨のそれとを比較にならないほど整つてゐることが見出される。

まづ、「一般政策」において、府縣會選擧において戰はるべきものが、專制支配であること、目的が政治的自由の獲得にあることを明かにしてゐる。同時にそこでは小ブルジョアとプロレタリアートとが共に戰列に就かしめらるべきことが說かれてゐるとゝもに「勞働者及小農の利益の伸張」が特に擧げられてゐる。これによつてこんどの府縣會選擧戰が無產階級に對してもつ意義は十全に確立されてゐるといふことができる。

そのこまかい選擧綱領においては、また、體系のしつかりしてゐる點、被壓迫階級の生活に觸れる問題にあまねくわたつてゐる點において、この無產階級が、上のことを、現下戰はるべき政治鬪爭の性質、意義を理解してゐること、をさらに示してゐる。

しかし、もちろん缺點がないではない。第一に直譯的である。例へば「選擧權」、「行政」の區別の如き。また區分の正しくないものがある。例へば、「選擧權」の項目下における「府縣會議員の名譽職制の廢止」の如き、「住宅」の項下における「廣大なる邸宅、別莊、庭園………は廣く一般民衆の利用に解放さるべきこと」(この項目の意味するところは曖昧である。)の如きがそれである。

しかし、これらの個々の點についての批評は別の機會に讓るとして、こゝでは全體的な批評を試みよう。

第一に、一般的なもの、(例へば「財政」についていへば「財產權」の設置の如き)と特に府縣に直接に關するものとを、並列してゐる。これは區別さるべきであらう。もちろん直接に府縣に關係したものだけを揭ぐべきでないことは、すでに日勞黨の場合について明かにしたとほりである。日本のやうに特に中央集權的なところでは、特に、一般的なも

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

のを廣く掲げてこなければ意義がない。しかし、府縣會の特殊性に注意を向けねばならない。且つ、他の政黨（例へば日本農民黨、社會民衆黨の如き）と對立して闘ふかぎりにおいて、府縣と直接關係ある、いはゆる地方問題を特に浮き出させる必要がある。かくしてこそ、民衆に有効に働きかけることができるのである。

第二に、あまりに詳細すぎる。これでは、一般民衆にてつとりばやく全部を讀ませるといふことは困難である。しかし、一方からいへば、詳細にわたらなければ、無産政黨の綱領として意義をなさないものが多く出てくる。そのことは例としていへば、社會民衆黨の綱領において「地方自治制」の項で「知事原案執行權の廢止」だけを云つてゐるのは無意味であつて、勞農黨におけるやうに、「内務大臣の道府縣會解散權、豫算削減權の廢止」、「道府縣會發案權、議決權、議決の執行強制權の道府縣會によるを得」等と並べられて始めて効果がある。そこで、こゝに出された詳細なものはそれでいゝとして、別に、このうちから主たるものをとつた、より簡單な主張を掲ぐべきである。そして、その際には府縣に直接關係があるものが選ばるべきである。

勞農黨は、さらに、中心スローガンとして五つのものをあげてゐる。だがしかし、これはスローガンとして、極めて拙劣である。

五項のうち、終りの二つは勞農黨に來れといふことの繰返しである。殘りの一と二は知事の民選と府縣會の自主權といふ行政問題、三は税の問題である。

政治と經濟の問題に限るべきではない。他の問題も民衆の充分に關心するところであるから、これらの問題に對する主張をスローガンに現すべきである。

さらに、スローガンはすぐさま民衆の頭にぴたりと來るものでなければならぬことは云ふまでもなからう。（勞農黨の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

スローガンが勢のいゝ、わかり易い言葉を使つたのはそのためであらう。それはいゝ。そこで、スローガンは具體的なものであることを要する。府縣會選擧戰である以上、こゝでこそ特に府縣に直接關係あるものを選ぶべきである。そして抽象的なものでなく、例示的でいゝから、具體的なものを掲ぐべきである。「中心スローガン」の三の「税金は資本家に出させろ！　税金は地主が拂ふべし」などは、この意味からいつて、はなはだ不適當である。税についてなら地方的の具體的なものをもつてくるべきである。

そして、民衆の生活に直接觸れ、且つ民衆がこのことを容易に理解する點から、經濟上の問題に力點を置くことが必要である。

かく見てくると、勞農黨の選擧綱領は、もとより最もすぐれたものであるが、問題を具體化し、民衆をよく摑むといふ點において、また充分に考へられてゐないことを、結論としていふことができる。

四つの黨の選擧綱領は、またそれをとほして見たその態度は上の如くである。いまや間もなく開始させる實戰において、これらの黨は、おの〳〵、どういふ行動を現實にとるであらうか？　われ〳〵はそれを待たう。

――一九二七――八――一八

ブルジョア政黨の發達——現段階の位置

薄　茂　人

一　ブルジョア代議政治の要求「民權運動」

一、民選議院設立建白書提出さる(明治七年一月十八日)江藤新平、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣。

二、愛國公黨組織さる(明治七年一月)主盟、板垣退助。

三、國會開設の詔勅發布(明治八年四月十四日)同勅諭宣布(明治十四年)

四、國會期成同盟會の示威(明治十三年)三月十七日より四月九日迄、二十七團體八萬七千人の代表大阪に集會す。

五、自由黨創立さる(明治十四年十月三十日)總理板垣退助、副總理中島信行、常議員後藤象二郎、馬場辰猪、末廣重恭竹內綱。(註一)

六、立憲改進黨生る(明治十五年四月十六日)總理大隈重信、掌事小野梓、牟田口元學、春木義彰。(註二)

七、太政官制を廢して內閣官制を布く(明治十八年十二月廿二日)

八、憲法發布の大典行はる(明治廿二年二月十一日)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九、第一議會(山縣長閥内閣)東京に召集さる(明治廿三年十一月廿五日)第六議會に至るまで豫算審議權確立のための執拗なる抗爭行はる。(註七)

(註一)自由黨結成の盟約指導的理論を、ルソー民約論に求めてゐる。一院制を主張す)

第一條、我黨は大日本人民の自由を擴充し、權利を伸張し及び之を保存せんとするもの相合して之を組織す。

第二條、我黨は國の進歩を計り、人民の幸福を增益することに務むべし。

第三條、我黨は大日本國民の當に同權なるべきことを信ず。

第四號、我黨は我日本國は立憲政體に宜しきを得るものなるを信ず。

(註二)立憲改進黨趣意書一節(英國式議會主義のいはゆる穩見を指導精神として、自由黨に對立せんとしたものである。二院制を主張す)

「政治の改良前進は我黨之を冀ふ、然とも急激の變革は我黨の望む所にあらず蓋其順序を逐はずして遽に變革を爲さんことを謀るは即社會の秩序を紊亂し却て政治の進行を妨碍するものなればなり。是を以て夫の陋見に惑ひ徒らに守舊を主とし夫の急躁を競ひ好んで激昂を務むるもの丶如きは我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり。我黨は實に順正の手段に依て我政治を改良し着實の方便を以て之を前進するあらんことを冀望す。」

二 「封建勢力」の彈壓「暴力的抗爭」

一、新聞條令改正、いはゆる改惡す(明治八年七月廿八日、明治十五年十二月)

二、突如、集會條令を發布す(明治十三年四月)更らに改惡す(明治十五年六月)(註三、四)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、府縣會議員聯合集會通信を禁壓す(明治十五年十二月)(註五)

四、請願、建白の禁壓(明治廿年內務省令)

五、有名なる保安條令「追放處分令」公布さる(明治廿年十一月廿六日)

六、「秘密出版」の禁壓始る、新聞、集會條令(明治廿年)

七、立憲帝政黨(明治十五年三月十八日、福地源一郎)保守中正派(封建的國粹派)(明治廿一年十一月)(註六)を組織す。

一、福島事件	暴力による政府てんぷく	明治十五年
二、高田事件	大臣暗殺の陰謀暴露	明治十六年
三、群馬一揆	警察署、兵營の襲擊	明治十五年
四、加波山事件	加波山に叛亂の旗を押し立つ	明治十七年
五、秩父一揆	東京鎭臺兵之を彈壓す	明治十七年
六、飯田事件	「自由」革命の陰謀行はる	明治十七年
七、名古屋事件	暴力による政變の陰謀を企つ	明治十七年
八、靜岡事件	大官の暗殺を企つ	明治十九年

(註三)立憲政黨(明治十五年)の立黨大意に現れた暴壓に對する周到なる用意を見よ。

一、我黨は汎く志を同くするものより組織する所の公黨にして、政治に關する事項を講談論議するが爲めに結社したるものにあらず、故に、我黨の志を達するが爲に、將來に於て結社若くは其他の方法を要する時は、別に規則を定め國法に遵ふて之を爲すべし。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（註四）大阪の憲政黨、九州の改進黨の地方政黨先づ、暴壓のもとに崩壞し、自由黨も遂ひに解黨す、宣言に曰ふ。

「呼嗟、公黨を組織して我邦現時の社會に立つこと何ぞ其れ困難なるの甚しきや」

「請ふ、彼軍旅を見よ、分隊を集めて小隊を組織し小隊を集めて大隊を組織し數大隊を以て聯隊を成し數聯隊を以て旅團を成す。而して根本の號令は一に旅團長より出づると雖も、之を分司專行して進退開閉聚散等の萬機能く其意の如くならしめ整然として紊れざる所以のものは部將各職務を盡し聲息の全體に貫通するを得るが爲めなり、有形的組織の一大政黨を治むるの理何ぞ之に異ならんや、然るに集會條令の行はれてより分社分局を地方に置くことを得ずして我黨派は實に彼の一旅團が唯其大將あつて各部將あらざると一般の有樣を生じ、相亂れ殆ど復た拘束すべからざるに至れり。」

（註五）公爵岩倉具視の「府縣會中止意見書」彼の―封建勢力の、斷乎たる、又、卒直なる、意見の表白されたるを見る

「一たび詭激の論說を以て人心を煽動するや、上下惑亂し、官民鼎沸す、平常忠實の官吏と雖、其向背を定めず、誠僞黑白を判ずべからざるに至れり、是れ此不逞の徒、空拳徒手、徒らに口舌を鼓し、筆管を弄す、固より三軍の衆あるに非ざるなり。嗚呼、大政下移の嘆、此に至て其機を察すべきなり。蓋し、今日政府の據て以て威權の重きを爲すものは、陸海軍を一手に掌握し、人民をして寸兵尺鐵を有せしめざるに因れり。然れども、若し、今日の如くにして人心を收束することなく、政權益々下に移り、道德倫理滔々として日に下らば、兵卒軍士と雖焉んぞ心を離し、戈を倒まにせざるを保せんや。氣運一旦にして此に至らば、かの一夫夜呼んで關中守を失ふの覆轍を履まさらんと欲するも、豈得べけんや。

按ずるに、形勢の漸次今日に至る、其原因の多き、實に前條に略論する所の如しと雖、人民をして犯上の道を啓き、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

政府を蔑視するの思想を生ぜしめたるは、職として縣會を開くの機宜は早くして、進歩の順序を失へるに因らざるは無し。故に、今日にして政府の威權を恢復し、民心の頽瀾を挽回せんと欲せば、先づ、今明兩年の景況を察し、機宜に由り、斷乎として一たび府縣會を中止し、上は陛下より下は百官僚屬に至るまで、主義を一にして動かず、目的を同じくして變ぜず、更に萬機を一新するの精神を奮勵し陛下の愛信して股肱とし、且つ以て國家の重を爲す所の海陸軍及び警視の勢威を左右に提げ、凛然として下に臨み、民心をして戰慄する所あらしむべし。凡そ非常の際は、豪傑振起し、所謂武斷專制を以て治術を施す、古今其術少からず、故に此時に當て半期一歲の間或は傲々不平の徒あるも亦何で顧慮するに足らんや。……」

(註六)

(1)國家の××の所在。

自由黨「國家は國民の爲に存する。○○又は或る少數階級（即ち封建的勢力の主體）の爲めに存するものではない。故に一國の××は、國民の手中に存するものである。」

帝政黨「我國に於ては、建國以來、君臣の別明である、普天の下、王土ならざるはなく、卒土の濱王臣ならざるはない。是が我が立國の大本である」(以上、日本政黨發達史による)

(2)保守中正派(封建的反動)の宣言。

「保守とは守成を主とし、結果を受用するを目的とす、改進急進論者は結果をすて偏に想像を目的とし國家を改造せんと欲するものなり、此の國家改造說は其底止する所を知らず（底止すれば改進にあらず變じて保守となる）故に國家を常に精造中に置き試驗中に置くものなり」(機關雜誌保守新論)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(3)國家官僚の政黨超然主義宣言。

「憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり、唯だ施政上の意見は人々其所說を異にし其合同するもの相投じて團體をなし所謂政黨なるものゝ社會に存立するは亦情勢の免れざる所なり、然れども政府は常に一定の方向を取り超然として政黨の外に立ち至正の道に居らざる可からず」(憲法發布の翌日、總理大臣黑田淸隆の、鹿鳴館に於ける地方長官への訓示)

(註七)樺山海軍大臣の挑戰。

「國體に對して、どれ程……國權を汚がしたことがあるか……何囘の役を經過して來た海軍であつて、今日迄此の國權を汚がし海軍の名譽を損したことがあるか。……薩長政府とか、何政府とか云つても、今日此安寧を保ち四千萬の生靈に關係せず、安全を保つといふことは誰れの功力である(笑聲起る)御笑ひになるやうなことではございますまひ」(第二議會に於ける、自由、改進兩黨の海軍擴張費、製鋼所費を削除せるに對する樺山海相の演說速記錄)

三　小ブルジョア黨の「分離」「猛立」

明治初年の小ブルジョア運動は、ブルジョア政黨の左翼を形成し、又獨立した個體としても行はれたが、ブルジョア黨の成育と封建的勢力との諸關係の變化によつて、獨立した個體はまもなく解消し、改進黨憲政本黨の左翼分子を主體としたる國民黨は、つひに產業資本家黨化し、かくて、產業資本家、その代表は政友會に降り、小ブルジョアは革新黨として結成するにいたつた。

かゝる革新黨の分離結盟並に無產階級的小ブルジョア黨、即ち民衆黨、農民黨の結黨は、現段階に於ける小ブルジョ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

アの位置、狀勢を如實に示すものであることは勿論、また明治初年かの封建的勢力が、立憲帝政黨、保守中正派、國民協會、帝國黨を組織して、ブルジョア政黨に對立せしめたる歷史的事實を思ひ合はせて、今や無產政黨の直接の對立物として結成したる、これら無產階級的小ブルジョア黨の使命、任務が、何處にあるかをも明白に看取することが出來る

一、東洋社會黨(明治十五年於島原)車界黨(明治十六年)おこる。

二、東洋自由黨(明治二五年)大井憲太郎によつて創立さる、日本勞働協會、小作條令調査會、普選期成同盟會も共に組織さる。

三、立憲國民黨(明治四三年三月)生る。(註一一)犬養毅、大石正已等憲政本黨より分離す。黎明會(吉野作造、福田德三等)の運動おこる。

四、革新黨結盟(大正一五年)國民黨の後身革新俱樂部の左翼。

五、社會民衆黨(安倍磯雄)日本農民黨(高橋龜吉)等、無產政黨に對立して結成す。

(註一一)立憲國民黨の立黨宣言。

「由來我國政の實權は一部官僚の專斷に歸し、今日國家立憲の名あれども、國民は未だ其恩澤に浴せず、是第一に之を革新し名實の歸一に力めざる可からざる所のものたり。……現在國費の分配は多く其適正を缺き、偏重偏輕の實相を掩はず。是れ第二に根本より之を檢討し、之に釐革を加へざる可からざる所のものなり。……

今日內府の一大缺點は、大小の行政を合せて、一切之を中央に集中し、所謂官局萬能主義に徇ふに在り。是を以て頭大振はず、地方民力の微衰弱を馴到せり。……

故に庶政の分權す可きものは、之を分權し、簡易にす可きものは、之を簡易にし、以て地方自治の更張を圖らざる可

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

からず。……
今日の税制は其均衡を失し、加之税種に於いても確實を認む可からざるもの、亦尠からず。自今之れに對しては、益々整理の必要あり。」

四　封建勢力とブルジョアジーの「妥協」「離合」「對立」

一、伊藤内閣（封建各派元勳内閣）（二五年八月）封建勢力の政治的結成、國民協會（品川彌二郎、西郷従道）成立す。明治卅二年七月帝國黨となる。自由黨總理板垣入閣す、即ち妥協、抱合の序幕である。日清戰爭。

二、松方内閣（薩派）（二九年九月）進歩黨（舊改進黨）總理大隈重信入閣す。

三、伊藤内閣（三一年一月）

四、大隈内閣（隈板内閣）（三一年六月）憲政黨（自由、進歩合同）の大隈、板垣によつて内閣を組織す。（註八）

五、山縣内閣（三一年一二月）憲政黨分裂、舊自由系との妥協成る。（註九）伊藤は政友會を組織し（三三年八月）大隈は憲政本黨總理となる。星亨の醜行あばかる。

六、伊藤内閣（政友會内閣）（三三年一〇月）

七、桂　内閣（藩閥内閣）（三四年六月）政友、憲政本黨聯合反對により、議會解散さる。伊藤にかはつて西園寺公望政友會總裁となる（三五年七月）教科書事件、取引所問題暴露さる。日露戰爭。

八、西園寺内閣（政友會内閣）（三九年一月）桂を後繼内閣に推薦して去る。

九、桂　内閣（藩閥内閣）（四一年七月）不偏不黨、情意投合、ニコポン主義の新熟語が流行す。憲政本黨分裂――國民黨

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

生る（四二年一月）桂は後權内閣に西園寺を推薦して去る。日糖事件おこる。

一〇、西園寺内閣（政友會内閣）（四四年八月）二個師團增設問題にて瓦解す。

一一、桂　内閣（藩閥内閣）（大正元年一二月）閥族打破、憲政擁護運動の騷擾おこる。（註一〇　桂太郎立憲同志會を組織す。

一二、山本内閣（薩派内閣）（二年二月）シーメンス事件。

一三、大隈内閣（同志會——憲政會）（三年四月）清浦は陸軍閥の反抗に遭つて流產す。日獨戰爭。

一四、寺内内閣（藩閥官僚）（五年一〇月）

一五、原　内閣（政友會）（七年九月）シベリヤ出兵。

一六、高橋内閣（政友會）（一〇年一一月）

一七、加藤内閣（國家官僚）（一一年六月）

一八、山本内閣（薩派官僚）（一二年九月）政友會分裂す。政友本黨組織さる。犬養國民黨を去つて政友會に身賣りす。

一九、加藤内閣（憲政會）（一三年六月）憲政、政友、國民三派協調。

二〇、若槻内閣（憲政會）（一五年一月）松島事件、機密費事件等々あばかる。無產階級政黨おこる。

二一、田中内閣（政友會）（昭和二年）無產政黨彈壓加はる。

（註八）憲政黨の立黨宣言。

「憲法發布、議會開設以來將に十年ならんとす、而して此の間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く擧らず、政黨の力未だ大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尚ほ固結し、爲めに朝野の和協を破り、國運の遲滯を致せり。」

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（註九）憲政黨との妥協條件として藩閥の巨頭山縣有朋は、三十一年第二次内閣組織にあたり次ぎの條件を提議す、封建勢力と政黨の提携の政治的根據は、若干こゝに看取し得らるゝ。

一、現内閣は超然主義をとるものに非ざることを宣言す。（憲政黨との提携を宣明す）

二、憲政黨の綱領を採用す。（綱領即ち鐵道國有、選擧權擴張等は政府の方針と一致す）

三、憲政黨と利害休戚同ふすること。（一時の苟合でなく、政府は便宜を與へ黨勢の擴張を助くべし）

（註一〇）尾崎行雄は、飽くまで封建勢力を追窮す。

「御聽きなさい、總て天皇は神聖にして侵すべからずといふ意義は、國務大臣が共責に任ずるから出で來るのでありますᴼ（拍手起る）然るに桂公爵は内府に入るに當つても、大詔已むを得ざると辯明し、又内府を出でゝ内閣總理大臣の職を拜するに當つても、聖意已むを得ぬと辯明する。……

其爲す所を見れば、常に玉座の蔭に隱れて政敵を狙撃するが如き擧動を執つてゐるのである。（拍手起る）彼等は玉座を以て胸壁と爲し、詔勅を以て彈丸に代へて、政敵を倒さんとするものではないか。……」（第卅議會に於ける尾崎行雄の演説速記）

備考、以上の小史は、小史としても不完全なるを免れぬ。旅行中若干の政黨史を繙ひたるまゝを排列記錄したるにすぎぬ。

そして、それは資本主義政治狀勢——現段階論——の研究の序曲をなすものである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　ブルジョア政黨の現段階に於ける位置

如上の小史が、きはめて不完全なることは、すでにことはつてもある。こゝに繰り返す迄もない。

しかし、左様なものにせよ、かゝる小史を繰り擴げることによつて、少くも次ぎのことがらを、それらのなかから、ここに引き出すことが出來ると信ずる。

しかも、手繰り出す手に、はつきりと手答へを覺える。

(1)ブルジョア政黨は、封建的政治勢力との決定的鬪爭を行ふこと無しに、妥協――從つて又分離、對立――妥協の關鍵を、比較的早くまた有力に摑んで來た――この妥協は田中内閣によつて始めておこなはれたものではない――此のことを基礎づけるところの根據は、(一)封建的政治勢力が、巨大なる「國家資本」を經濟的地盤となし得たることにある。(二)わが資本主義經濟は、「國家資本」又は「藩閥政府」の指導、保護のもとに成育したることにある。(三)封建的政治勢力は、××××といふ絶對的××武器等々、强大なる機構をかまへてゐるに引き代へ、わが資本主義經濟はその發達がかなり高い程度に達したるは、漸やく最近時に屬する、從つてブルジョア政黨の發展力、鬪爭力もにぶく弱かつたからである。

之れとは、必ずしも同様の根據に基くものではないが、小ブルジョア黨――産業資本家と小ブルジョアの結合體としての國民黨の運動は執拗につゞけられたにしても、亦同じやうに、封建勢力との鬪爭は、大きな規模に於て行はれてはをらない。

(2)しかも小ブルジョア黨は、資本黨との分離、獨立の形態に於て、今や起ち上るべく、水を切つたところにある。しか

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も又、かれらは、或る限度に於て、發展するであらふところの狀勢のもとにある。

(3)封建的絕對專制勢力といふも、甚だ多樣複雜である。坦々砥の如き見解を以てしては、「極めて豐かにして且つ多種多樣なる歷史的現實の具體性」を、正しく把握することは困難であらふ。

(一)かれらの占據するところは××、××、樞密院、貴族院、行政機關、陸海軍、國營事業の廣大、强力な範圍に亘り、大土地資本、國家資本を、その經濟的地盤としてゐる。(二)しかし歷史的事實は、かれらを「國家官僚」として變質、形成せしめたることを、證據立てゝゐる、(三)同樣に、かれらの勢力は、一方分裂體としての發展を遂げつゝある。

かれらが、もつとも複雜なる樣相をもつて、それ〴〵の分立體間に、變展と抗爭のおこなはれたことは、すでに歷史的事實が顯著に記錄したところではある。(四)かれらの歸趨は、發展、昇揚の方向ではない。むしろ凋落、下降、また分散、解消の道ゆきにある。歷史的事實は、かく急速に動きつゝある。いかんとなれば、かれらの政治的、經濟的根據は、ブルジョアジーによつて、徐々に浸飾され、ゆがめられ、崩されてきたからである。

(4)限板内閣以來、(明治卅一年)山本權平衛内閣迄(大正十二年)廿六ケ年、政權は政黨と封建勢力と交互、たらひ廻はしに移讓されてゐる。

しかるに加藤高明内閣後は、封建的勢力は直接には政權から切り離されてゐる。ブルジョア政黨、即ち憲政會と政友會の、いはゆる政權たらひ廻はし、いはゆる二大政黨主義の唱へられる所以は、少くも、封建的勢力は政治權力圈からの退步、ブルジョア政黨の一應の基礎確立を、言外に證據立てるものでなければならぬ。

(5)憲政會、政友會は、金融資本支配の純乎のブルジョア政黨たるべく、まさに精進の過程に在る。即ち資本主義日本の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

「獨占過程」に順應する當然の道程である。第一は黨內の產業資本、土地資本代表を克服することである。第二は黨內の封建的勢力——國家官僚——を解消せしめることである。卽ちブルジョア政黨の淨化政策之れである。言ひ換へると混合型政黨の單純化之れである。

眼前に、展開されつゝあるところの、具體的事實は、これを立證するにあまりある。しかるに或るものは云ふ。政友會內閣は、封建絕對專制勢力を代表する田中義一と、ブルジョアジーとの抱合であると云ふ。なるほど政友會は、從つてその政府は、なほ混合型を脫して居ない。しかし田中の政友會入黨は、伊藤博文の政友會、大隈重信の改進黨桂太郞の立憲同志會の組織とは、同日に談ずることは出來ぬ。

彼はかつては封建勢力（軍閥であれ、國家官僚であれ）の寵兒ではあつたが、彼も亦、一般的封建勢力の歷史的進行の渦に卷かれて、今や完全に、金融資本閥、藤田及び傍系久原の忠實なる政治代表の位置にあるものである。

昔の田中と、今日の田中を、同一の田中と爲すものは、封建的勢力、又、ブルジョア政黨の、あはたゞしき史的發展を抹殺する誤謬を敢ておかすものである。

(6)妥協は同時に對立の過程である。ブルジョア政黨の發達史に於ける封建的勢力との妥協の歷史的過程は、同時に離合對立の過程であつたことを、すでにここに見究めてゐる。又かれらの妥協は、歷史的事實がさうであつた如く、現在も一定の限度が冷酷に保たれてゐる。現在の妥協の限度の特徵的事實は、血脈相通ずるところの反動政策の一環にある。しかし乍ら、封建的勢力との妥協の故に、田中內閣が反動的なのではない。田中內閣を支持する「金融資本」そのものが、すでに本質的に反動である。封建的勢力の存在を、誇張的に擴大することによつて、かゝる「金融資本」の反動的本質を抹殺する誤謬に陷るの危險がある。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

或は又、妥協を全的妥協と解するの謬見がある。

妥協には限度がある（この限度は、かれらの歴史的妥協の諸經驗と政治的、社會的狀勢によつて決る）だから妥協によつて、かれら間の、對立、矛盾を抹殺するは明らかに誤謬でなければならぬ。

× × ×

かくて現下の政局を見る。そして簡單に次ぎの如く規定する。

（一）一應の基礎を確立したるブルジョア政黨は、金融資本黨たるべく、今や自己結成の段階にある。

（二）かくてブルジョア政黨は、封建的國家官僚、小ブルジョア黨、無產政黨とするどく對立、抗爭しつゝある。

（三）しかも無產政黨に對立するところの、ブルジョア政黨を盟主とする反動的（又は僞瞞的）匿名ブロクが形成されてある。

（四）勞働者、農民の政治的不滿、要求は急速に增大しつゝある。かゝる折柄、無產政黨は、その基礎的事業のための、政戰の部署に着いた。

（五）資本主義經濟の「獨占」過程の、急速なる進行は、かゝる諸形勢のもとに於ける、あらゆる對立抗爭を尖銳ならしめる。しかも又、全國民の政治的感興を湧き立たせ、諸政黨の政策を、複雜且つ最高の段階に達せしめるところの、新選擧法による府縣議、次ひで衆議院議員の總選擧戰に、のぞまんとはしつゝある。

× × ×

政友會內閣が、矢繼ぎ早やに投げ出しつゝある諸政策、地方分權（國家官僚の手からブルジョアジーの統制へ）地租委讓、資金の地方還元策、滿蒙支配統一、行政審議會の諸般の宣傳的調査事項等々、いづれもこれらの一般的、特殊的

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

情勢に對應するところのものである。(つゞく)

淺野晃氏への禮儀

「大衆」編輯部より「マルクス主義」八月號を送達された。

前號に於て、氏は鳴物入りで、私への批判を豫告されたから、私は期待をもつて待ち兼ねてゐたからである。

だが、氏の私への批判が、例によつて例の如くなるを、衷心遺憾とするものであることを、この機會に於て申上げる。なほあはせて若干の所感を述べる、かくて、氏への禮儀を返へす。

(一)「マルクス主義」八月號に於て、氏は、此の論文の進行中、わざ〳〵「大衆」同人の意見の前にはいかいされ、足踏みされるの勢をとられたが、私の意見について、足があるとか無いとか云はれてゐる。(仰々しき豫告にもかゝはらず)まつたくその通りです。氏のために、屢々私は揚足を取られたので、もはや揚足の持ち合はせが無くなつたのです。

(二)氏と私の間に、意見の對立があるとすれば、(氏は、さすがに政治家であるだけに、自己の意見を容易に吐かれぬので、よくはわからぬが)「マルクス主義」(三十二號)と「大衆」(第二卷第三號)のなかに、爭點を求め得る。

私は右の「大衆」に於て、「現段階論並に一般的戰略」に關し、氏の提議に應じて「速かに精密なる規定を示教せられんことを」求めてある。實はそれは昨年十二月以來、氏に對する私の當然の期待でもあるわけだ。といふことだけを、こゝで再應、氏の御注意を喚起して置く。そして名前の衣をかへて、しすましたりと、顧みて他を言ふの態度ありとすれば、氏のために惜しみても餘りあるひがごとであらふことを申し添える。(八月十六日旅行中しるす)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞働小話

二色の檢束派同盟

頃は千九百十何年かの夏、北米合衆國加州フレスノの出來事

一足ごとにメツ〳〵と土煙の上る、草も木もすべてが土ほこりをかぶつて枯死したやうにうなだれてる道な、頭髪は蓬々と、しかも髭だけは奇麗にすつた、上衣を手にぶら下げた人達が、百三度の炎天下を三々伍々打ち連れて次ぎから次ぎとフレスノ市には入つて行く。

犬も、馬も、人も皆、肩から息をしてゐる灰色のフレスノの人達は、窓から、軒下から、不安な恐怖の眼をみはつてさゝやきあつてゐる。

「昨夜は中央公園から、それからA街とK街とから百人以上もひつぱられたといふことだ。そして今朝はもふ監獄は一杯ではいれないので郡部に移したといふのに、毎日〳〵こんなに多くの者が來たら、一體どふなるだらう？」

これ等のさゝやきがあちらでもこちらでもかはされてゐる。

猛威を逞しうした大陽が、地平線下にかくれヌと、流石のフレスノも心地よい涼風が吹いて來る。とこの時分からヘルメツトの巡査が騎馬や徒歩で町中をかけ廻る。そこに一團かしこに一團とフレスノ市中には路傍演説が初まつてゐる。巡査はこれを禁止、檢束せんとするのである。

だが、演説者は次ぎから次と數限りなくやつて來る。かくてフレスノ郡の監獄は遂に收容力を失つてしまつた。のみならずフレスノの財政は警察費で破産の状態となつて來た。そして遂には、千何百人かの檢束者は解放されざるを得なくなつた。

これは、アイダブリの猛者達がフリースピーキング（路傍演説の自由）を獲得せんが爲めの檢束同盟の活動の一づであつた。

× × ×

地球は轉廻する。

こゝは東洋のフジヤマ、ゲイシヤガールの國である。

そこには〇〇人ばかりの元氣な、こざつぱりしたテールベツクの猛者達が住んでゐる。そしてて×××××運動同盟、×××××××全國聯盟、××反對同盟等、等、等が彼等によつて組織されてゐる。

今日は××デーである。××公園には正服私服の巡査が、あちらにもこちらにも屯してゐるその間を二三人の者が打ち連れて時々通る。そしてそれ等の人達は、巡査に襟首を捕られて警察に送られて行く。（この處見物人には何のことだか一切が判らない）だが、翌日の横濱紙には、「昨日の示威運動デーは、參加者數千名以つて全山を埋む。」と記されてゐる。

次は或る警察の留置所

A……おい、君のポケツトには八圓五十錢きりなかつたつていふじやないか。君はほんとに行く氣だつたのかい。

B……わかつてら――最初から犧牲檢束者の覺悟で來たんだ

C……全く僕は、若し萬一檢束されなかつたら、如何したらいゝかと心配してゐたよ。

A、B、C其他數人一どに、檢束同盟萬歳、々々、々々と叫ぶ。巡査のサーベルの音が聞ゆる。（何のことだい。見物人にはとうと判らずに）靜に幕……（談路鳥人）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

—調　査　資　料—

勞働農民黨の府縣議戰「一般政策」

一、地方財政のからくり

二、地方自治體の中央專政

三、偏務的な教育制度

四、勞働者、小農民の住宅權の確立

五、巨大な資本を擁する地方團體の公益產業

六、府縣會議員選擧に對する各無產政黨の立候補者豫定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方財政のからくり

地方豫算の總額はいくらか

政友會内閣は地方官の驚倒的大更迭を敢えてし、地力分權？を標謗してゐたかの如き彼等の看板を自ら蹂躙するに至つた。政友會の僞瞞の暴露は當然だ。我々は、彼等の主張する地方分權が、階級の矛盾を陰蔽せんとするゴマカシであることや、彼等の地租委讓論が、農村における熱烈なる要求をとらへてゐるだけに、農民獲得の可能性はあるが、實は大地主と小地主——小作人との對立を陰蔽せんとするものなることを既に知つてゐる。（だからといつて、我々は、地租委讓に反對するものでない。吾々は、地方に豐富なる財源を與へ、中央專制權力との鬪爭を可能ならしむるためには、市町村を客體とする地租の委讓は絕對に必要であると主張する。）

民政黨、その他のブルジョア政黨が、又地方制度に關し陰蔽、若しくは僞瞞に努めてゐることは勿論のことである。

我等はこの際、現在の地方制度の內、財政方面より如何にそれが、階級的、壓制的のものであるかを見やう。

大正十五年度地方歲出總額は、十五億一千九百萬圓餘で、歲入總額は十五億二千三百萬圓餘、內、稅收入六億三千六百萬圓、稅外收入八億八千七百萬圓となつてゐるが、道府縣、市町村別に見れば左の如し（單位千圓）

	道府縣	市	町村
稅收入	二三九・七四九	一一五・五四八	二六八・七二八
稅外收入	一三九・四二五	五六〇・六二一	一七四・〇九七

これを比率で示せば、

稅收入	六三％	六一％
稅外收入	三七	三九

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

即ち、東京市の如く募債を重ね公債を主たる財源とする市を除けば、道府縣、町村においては、税收入がその財源の根幹となつてゐる。税收入の内容が如何に無産階級に壓制的なものであるか、それは後段に述べるとして、先づ歳出の内容を見やう。

歳出のからくりを見よ

大正十五年度のものを示す。

	道府縣	市	町村
教育費	九五・七四二	八五・二四四	二二〇・五八六
土木費	九七・二一〇	一二四・五九〇	三五・九九九
公債費	二六・九七六	一五二・四八六	一七・二二七
電氣瓦斯事業費	—	一三五・七三五	二・三二七
役所及役場費	一〇・〇八一	一三・五七二	七七・一二五
衛生費	八・五五五	八二・九一二	一九・四一九
警察費	七三・〇七三	—	—
勸業費	三九・三一六	二三・一四〇	七・五五五
社會事業費	二・七六四	一〇・〇二六	二・三二六
その他	三五・五二一	四四・二二三	七〇・二九六

即ち、道府縣においては六割以上は後述の惡税を財源とするに係はらず、衛生費、社會事業費等の如き方面の支出、僅に二百萬圓乃至八百萬圓にすぎず。之に反し、警察費、即ち資本家擁護の代表的機關、選擧干渉の直接機關、中央政府の專制的命令の忠實なる僕、たる警察費が、教育費と相並んで七千三百萬圓を占めてゐるのは何を意味するか、それは社會事業費の三十倍の巨費を以て、百倍も社會の進展を阻止してゐる。否、社會事業費そのものさへ支配階級の僞瞞たることは勿論であるが。

市町村について見ても、社會事業費衛生費の過少なるは勿論で、なほ、町村における教育費二億一千萬圓は、最近殊に地方税の負擔が過重となつて來た際特に問題である。これは政治問題としては義務教育費國庫負擔增額の要求となつて現はれてゐるが、地租委讓問題と對照的意味において注目さるべきである。だが、地方財政のからくりを見るには何といつても財源を見なければならない。歳出方面に關しては種々な意味の讓歩もあれば虚飾もある。反之、財

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

源方面は偽瞞の餘地少なく、搾取の露骨なる現はれを見ることが出來る。

税收入の六割は貧乏税だ

しからば財源方面はどうか、財源の根幹をなすものは税收入である。しからば税收入の内容はどうか？（單位千圓大正十五年度）

地租附加税	一二一・九三四
國税營業税附加税	六七・七八五
所得税附加税	二八・二六〇
鑛業税附加税	七二九
取引所營業税附加税	三六九
戸數割及附加税	二一三・五六九
家屋税及附加税	三五・一五七
道府縣營業税及附加税	一七・八三〇
雜種税及附加税	一〇五・八七八
其他の諸税	三四・二九七
夫役現品換算額	一・三六四
市町村分賦額	九・一五七
計	六三六・三三一

即ち、從來國税の附加税を根幹として組織された地方税制は、累年増加する地方歳出の財源に窮し、法定附加制限率を超えたのみならず、戸數割、家屋税、雜種税等の増徴に主として依頼するに至り、現在では右三種の税收入だけでも全地方税額の六割近くを占めてゐる。今これらの解剖に入るまえに、五十一議會通過の税制改革法に對するブルヂョアの自己禮讃の辭を聞かう。

全國を通じて一萬二十有餘の獨立せる府縣市町村財政に細分された、地方財政の整理緊縮は言ふべくして行はれ難きものがある。只、今次の地方財政整理は體系の建直しにより、聊かその面目を一新せるものがある。即ち、

一、府縣の戸數割約一億五千萬圓を市町村に移し、市町村の所得税を府縣に移す。戸數割は各人の生活狀態より負擔力を算出せるものであつて、個々の公平正確なる調査は市町村を便とし、市町村に獨立の財源を與ふ。

二、府縣に戸數割委讓の缺陷を補充するため、所得税附

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

加税の増收二千三百萬圓に、新に家屋税を新設し市町村にその附加税を認む。家屋税は地租及び營業收益税と相對立すべきものにして、昭和四年までに調査完了のはづ。これがため、府縣の收入約三千萬圓、市町村の附加税收入は約四千五百萬圓の豫定。

三、地價二百圓以下の免税地の附加税減少補充のため、府縣に特別地税、市町村にその附加税を新設す。

四、府縣營業税、雜種税を整理し、營業税中、理髪人、飲食店、料理店、諸興行所等十四種は營業税に移し（約百三十萬圓）職工、行商、大工、炭焼、木賃宿、露店等二十八種を廢す。（約百二十萬圓）雜種税中炭釜、仲仕、船乘、觸かき等の細民税二十七種（約四百七十萬圓）を廢す。

今次の税制整理は、明に租税體系の改善であり、その全體の増減において過不足なかるべきは上述の通りである。（下村宏、財政讀本）

35　彼等の税制整理とは何にか

何ぞ圖らん、彼等自らの表現の如く、十五年の税制整理は、租税負擔の輕減でなくて、單なるおきかえに過ぎないではないか。その目的とする所は、彼等の所謂細民の利益のためでなくて、租税の體系のためではないか。それは無産階級に對する僞瞞の衣がへではないか。

一、戸數割は、市町村に移して負擔力の調査を公平？ならしむることを以て、終れりとすべからざるものである。戸數割の如き悪税は、絶對に廢すべきものでこそあれ、調査の不公平、公平を云々すべきものでない。

二、家屋税は借家人に轉嫁される。借家人以外特に小農民にとつては、人頭税的家屋税は過重たるを免れない。

三、地價二百圓以下の自作農免税は、一の經濟的讓歩として、それのみでは自作農の甘心を買ふに足るかもしれないが、半面に、特別地税、市町村に附加税を新設して搾取の實を全ふしてゐる。しかも、これを以て負擔の公平？といひ、體系の改善といふを見ても、その眞意が奈邊にあるかは明である。

四、府縣税營業税、雜種税が整理されたといつても、仲仕、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

船乘、職工、行商の諸税を廢することは、如何に從來この所謂細民を搾取してゐたかを暴露するにすぎない。更に十五年度の税收入に見るも、自轉車税は、自働車税の十倍に當り、木賃宿業税は貸席業税の十倍に當つてゐる。

血税雜種税の不公正

かく見る時は、地方財政は歳出の方面より見るも歳入、殊に税收入方面より見るも、小農民、小作、中小商工業者より搾取すること多く、酬ひること過少なるを知る。更に、政治方面より見れば、現在の府縣制の機能は、一に中央の驅使に從ふのみで、内務大臣の指揮により、或は斷厭或は干渉を事とする知事が君臨してゐる。政治的にも經濟的にも地方は何等の獨立性を有しないではないか。

然り、彼等の税制整理が、何にを語るかは、整理後の雜種税收入豫算（昭和二年度）整理前、即ち十五年度に比し僅かに二百萬圓を減ずるにすぎないことによつても明白に知られる。

法定雜種税と、特別雜種税（内務大臣の認可次第で許されるのだ）が、いかに勞働者、農民、小商人等のあぶらあせをしぼる血税であるか。又、それが奢侈税との間に、いかに不公平に課せられてゐるかをその税種品目について見よ。

昭和二年雜種税豫算（内務省調査）

法定雜種税

税目	税額	道府縣數	税目	税額	道府縣數
船税	七三〇	四七	狩獵税	一九六	四七
車・税・	二四・五二一	四七	屠畜税	六〇〇	二四
水・車・税・	二七二	三八	不動産取復税	八・九九七	四七
市場税	一〇四	三七	漁業税	二・〇〇九	四七
電柱税	一・五三三	三三	遊藝師匠税	一三	三
倉庫税	二八五	三七	遊藝税	二九	三七
牛・馬・税・	三一一	二四	相撲税	四	二三
犬税	七〇六	四七	俳優税	一〇	三三
藝妓税	二・六〇三	四〇	演劇興業税	二・五七四	四七
幇間税	四	一六	遊興税	六・五五九	四五
			計	五一・六〇九	—

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

特別雜種税(其ノ一)

税目	税額	道府縣數	税目	税額	道府縣數
段別割	六九	三	旋風器税	一三八	一三
觀覽税	二九	二	立材伐採税	七七	七
流木税	三二	一三	「ソリ」税	六七	三
傭人税	一七三	一八	代・書・人・税・	二七	三七

特別雜税(其ノ二)

税目	税額	道府縣數	税目	税額	道府縣數
軌道税	三七	六	瓦斯管税	四	五
温泉税	三二	一九	動力使用税	四	二
玉突臺税	三三	一三	生洲税	一	一
遊漁税	三	九	潜水器税	六五〇	一
給任人税	二〇	二	地中電線路税	一八二	一
鹽絲賣買税	一四	一	鵜税	一四五	二
廣告税	六	二	索道柱税	一〇三	一
搗碎器税	四	一	計	一・八三〇	―
珊瑚探採税	一五	一	合計	五三・四三九	―

(荒木五郎)

府縣自治體に對する
中央專政支配の曝露

勞農黨は、今秋の地方議會選擧戰に於ける鬪爭の中心目標を、「府縣自治體の、中央專制支配よりの解放。その徹底的民主化と自治化」においてゐる。此の目標に基づいて作成せられた政策の中、「一―選擧權」「二―行政」の部に掲げられたものは各々十二項目に及んでゐる。(前月號參照)

本稿は、この中央專制支配力が如何に強大に行使されてゐるかを曝露し、同時に、現行制度下の府縣の自治體としての組織、權限が如何に民主化と自治化とから隔たれるものであるかを解明するを以て目的とするが、そのために現行の道府縣制度を概略的に説明しつゝ、その都度、右の項目に表はされたる勞農黨の政策を提へ來つてその必要の所以を説くことにする。

もとより、玆では、府縣制度の説明は、全部的に及ぶものでなくて、黨の政策に關連をもつ都分のみである。然し

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て黨の政策についても前記の二章の內に揭げられたる項目の全部にわたることは紙數の部合上からも許されてゐない

道府縣の性質

一、道府縣は上級の自治團體である、が同時に他方に於て

二、國の行政區劃たる性質を帶び、國家の官吏たる地方長官が、官治行政を行ふ管轄區域である。

こゝに中央專制支配力の君臨を見、現行法制下の道府縣の特質を覗ふことができる。

甲　自治體としての道府縣

一、府縣の、自治體としての制度の發達沿革の概要。

1　明治十一年、府縣會規則の公布

2　明治二十三年府縣制公布

3　明治三十二年、右制度を全國一般に施行

4　明治四十一年、大正三年、大正十一年及大正十五年の改正

大正十五年の改正法は、地方議會に對する所謂普選の適用によつて、劃期的と稱されてゐる。然乍ら、その所謂普選が未だ以て無產階級の要望する眞正普選と見做すに足らざること——從つて黨は、選擧權の徹底的擴張のために前記「一——選擧」章下の諸項目を揭ぐる所以である。

しかし、右章下の諸項目は、衆義議員選擧法に對する改正意見と共通するもの多く、その範圍內に於て本稿にはその說明を省く。

二、自治體としての道府縣制度概要

1　道府縣の機關(一)

議決機關——道府縣會並に參事會。

(イ)　道府縣會の權限が、市町村會のそれに比して遙かに劣等なることに着目せよ。(府縣制第四一條乃至五條。第四七條等により、府縣會の職務權限規定さる)

(ロ)　議決權は、市町村會のそれに於ける如く團體の總ての事件に概括的に及ぶに非ずして、法律——(前揭)——に列記せられたる事項に及ぶのみ。

(ハ)　而も、府縣會が右の如き限定せられたる事項につき議決をなすは、府縣知事の發議によるもので(府縣制第七八條)府縣會自ら發案權を有せず。

【參考二】　行政制度審議會に提出の內務省案の骨子(六、二三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日、東朝）中に、左の項目あり、

「府縣會に議案の發案權を與へること」（その說明として—今日までは單に府縣會としてはその意思を表示し得るだけのを帝國議會と同樣議案の發案を認める。豫算に關係を持つものを加えて—然しこれは無制限にすることは弊害をもかす恐れがあるから知事に場合を限つてそれが許否權をも與へる）

【參考二】 地方長官會議（六月二十四日）に於ける發案權問題に關する討論。（六、二五、東朝）

議員に議案發案權を付與すべしとの論。——「地方議會に議案發案權を認めないことも民意ちやう達の法でないから面白くない。現代政治の傾向は議會中心主義に向つて流れて居る際であるから宜しく時代思潮に副ふやうに改善して行かねばならぬ。」（杉山京都、末松廣島、鈴木山梨等）

反對論——

現在の地方議會の狀態は議員に議案發案權を認めてゐないのに事實上は政黨の威力をかつて地方官を壓迫してゐる、もしこの際發案權を認めるにおいては地方自治の根本をみだり地方財政の基礎を危くする恐れがある。帝國議會ですら豫算の增額を來す議案の發案を許さないのに何を苦しんで黨弊の養じゆんし易い地方議會にこれを認める必要があるか。」（加瀨愛知、國水千葉等）

（二） 府縣知事は、原則として必ず府縣會の議決を執行しなければならない。然乍ら府縣制第八二條、第八三條は、知事が府縣會の議決を取消し又は再議に付することを得せしめ、更に議決が公益上不適當なりと思惟する場合に於ては內務大臣に具狀してその指揮を請ふことが出來る。（府縣制第八二條第四項—府縣會若ハ府縣參事會ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ自己ノ意見ニヨリ又ハ內務大臣ノ指揮ニヨリ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メザルトキハ內務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フベシ）

第一、議決が公益を害するとは如何なる場合を謂ふか

議決した所が府縣會又は府縣參事會の權限內にあり且つ別に法律命令若くは會議規則に背くにも非ず、唯々府縣公共の利益を害し妥當にあらざるものを謂ふ、と。何を公共の利益と見做すか。

第二、內務大臣の指揮を請ふ所以。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

公益問題は法規によつて制定することが出來るものでなく、事實認定の問題なれば、府縣會若くは參事會の意見と府縣知事の意見と衝突する場合に一府縣知事の處分に一任するは正鵠を失する虞があるからと御用學者は說明する。大臣の判斷ならば絕對に正當と謂ふのか。

第三、內務大臣は、如何なる指揮をなすか。

a 府縣會若くは參事會の議決を適當なりとして其の議決を有效とする場合(此場合は問題でない)

b 府縣知事の意見を適當として、府縣知事をして其議決を取消さしめ、原案が可決されたものと看做して原案を執行せしめることもある。

c 或は原案にもよらず、議決にも依らずして、他の處分方法(例—原案の一部執行等)をとることを指揮することもある。

府縣會の權限、ことに議決權(廣義)が、右の如き內容を有つに過ぎぬ現制度下に於て、われ等無產者として必ず叫ばなければならぬことは、當然に左の政策であらう。乃ち、

道府縣知事の原案執行權の廢止

道府縣會發案權、議決權、議決の執行强制權の道府縣會による獲得

(參考) 行政制度審議會に提出の內務省案骨子(六、二三、東朝中に) 左の項目あり。

「知事の原案執行權の制限」(その說明として—法律命令による必至の案を否決若くは修正せられたやうな場合のみ內務大臣の許可を得て原案執行を許すことにする。)

(ホ) 道府縣會は、臨時會と雖も市町村會の如く必要に應じて臨時召集せらるゝに非ず。又、議員側よりの召集請求權なし。

(ヘ) 道府縣會は、會期中にても長官又は知事は期日を定めて停會を命ずることを得。府縣會の形勢が穩當を缺ぐ不當の議決を爲すといふ虞のある場合に其の反省を促がす等の理由の下に。

(ト) 府縣會議事公開について。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

府縣制第五六條は、府縣會が、原則として公開すべく例外として秘密會となし得ることを規定してゐる。

秘密會となし得る場合。

a 知事より傍聽禁止の要求を受たる時は、議會は必ず此の要求を容れねばならぬ。(府縣會の議案は本則として知事が之を發するものであるから、知事は豫め其議案の性質を知つてゐるのである!)

b 議長若くは議員三名以上の發議により府縣會自ら傍聽を禁止すべきものと議決したとき。

注意すべきは、此の場合、その否可を決するにつき討論を須ひざることである。討論するときは秘密を要する事項を傍聽人に示すことゝなるからである!

尚ほ此問題に關聯することであるが、府縣會は別に傍聽人取締規則を設けて會場の秩序を紊す虞のある者、其他ある種類の傍聽人の入場を禁止し、又一般傍聽人の守るべき制限を設ることを得る(府縣制第六四條)

黨の政策は、之に對して、

府縣會議事の公開を要求する。

B 道府縣の機關(二)

府縣の機關としては、府縣會の他に府縣參事會がある。

道府縣會の常任委員會の形をなし、地方長官の裁量によつて隨時召集され、(府縣制第七一條)議長に知事を戴き、(府縣制第六七條)會議は傍聽を許さず、(府縣制第七二條)

名は副議決機關なれ共、實は官僚知事の諮問機關たるに過ぎず。

その權限の主たるものは、

a 議決權(府縣制第六八條)

b 監査權(府縣制第六九條)

府縣參事會の監査權とは、府縣に係る出納の檢査權を謂ふ。

上述する所によつて、參事會の性質が、如何に府縣の自治體たる性質と相反せるかを知ることが出來る。黨が之に對して

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

道府縣會の廢止を要求する所以は自ら明かであらう。

c　道府縣の理事機關

道府縣の理事機關―即ち執行機關は、國の官吏たる地方長官である。市町村長は團體をして自ら之を選任せしめるに比して著しき對稱をなすものである。府縣が自治團體としての性質について遙かに前者に劣れる所以は玆にも見出される。道府縣の機關としての長官若くは知事の地位と、市町村の機關としての市町村長の地位との著しき差異

イ、地方長官は官吏として從順の義務を負ひ、道府縣の機關としての職務に付ても上官の命令に服從するの義務がある。（府縣制第八八條）

ロ、市町村長と道府長官との專決權の差異

（參考）　行政制度審議會へ提出の內務省案中に、知事の專決權削除の項目あり。

ハ、道府縣長官の道府縣會又は參事會に對して有する權能は、市町村長が市町村會若くは參事會に對して有する權限よりも遙かに廣し。（府縣制、八二、八四條等。）

府縣が自治體としての完全を缺ぎ、半官治體たる所以は、かゝる官選知事の支配下にあることに存する。自治團體への完成の欲求と共に、理事機關のかゝる官僚的性質は當然に問題とならざるを得ない。

地方自治體の、中央政府の專制支配よりの解放を高唱する勞農黨が、

一般投票による知事の公選

を強く主張する所以はこゝにもある。

（參考）　地方長官會議に於ける知事公選贊否論（六、二四、東朝）

1　贊成論要旨

一、自治體が漸次發達し自治權の擴充は必然の趨勢であるその自治權の擴充の眼目とするところは、府縣會及び參事會の權限を擴張せねばならぬ。かうした事の歸結として官選知事を置くことの不合理は言ふ迄もない。

一、知事の頻繁なる更迭は自治體の發達を阻害することが著しい。故に知事は公選にして任期を附し頻繁なる更迭による弊害を除去しなければならない。

一、自治體が發達してゐない時には官選の知事も止むを得ないが、今日の如く府縣に知事以下の官吏が干與してゐることは制度上の重大な缺陷である。故に國の行政に屬することゝ、自治行政に屬することを截然區別し、自治行政に干與するものは當然公選にすべきであると思ふ。

一、知事の公選方法は市會に於ける市長選擧の方法に依ればよい。

一、國の行政に屬する警察權や自治體の學校權の如きは、地方行政廳と別個の官廳をおいて事務を取扱はしむれば圓滿に行くと思ふ。

2 反對論要旨

一、國の行政と地方の自治行政とを區分し、自治行政の分に就て公選を認めるとしても、今日の實情から見て困難である。

一、形式の上に於て國と地方の行政を區分し得るとするも、之が爲めに經費を增大し、却つて財政的に行詰る惧れがある。

一、又之を實行する前提として警察權乃至下僚吏員の配置按排を如何にするか、極めて困難な事情がある。

一、官選の知事が自治體に干渉して居るのは現狀に於て却つて行政上の妙味があらう。

一、官選知事は多年の沿革あり、之を輕々に行ふは不當である。殊に更迭頻々を理由として民選を唱へるものもあるが從來の事實に徵すれば相當長期間同一地位に居つた者もある。要は政局が安定すれば問題はない筈である。

【參考二】 知事公選問題に關する學者側の意見。（五月二十五日東、朝）

1 公選贊成論要旨（松本烝治氏）

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、現在のやうに內閣の變動によつて知事の地位が脅かされては落付いて仕事が出來ぬ。公選知事は、任期が確立してゐる以上落付きといふものが出來る。

二、地方の產業資金、興業資金は地方銀行の衰微と共に漸次產業組合の發達にまたねばならぬ時が來ると思ふ。その時においてその運用を司るものが官選知事でありとすれば大なる弊害が伴ふであらう。これを公選知事によつて運用せしむることにすれば地方に適切のことをするから官選知事に比して大いに優る。

三、勿論知事を民選にして現在の警察權迄もそのまゝ行はしめるようでは不都合であるからこの點については制限の必要を感ずる。云々。

2

反對論（容易に贊成し兼ねる）（美濃部達吉氏）

知事の公選が提唱される根據は內閣の更迭每に地方官の不合理な異動が行はれ、その結果生ずる選擧干涉の弊、官吏の不安を除去せんとするにあるようである。從つて問題は知事の公選に依つて果してこれらの弊害が除去せられるかどうか、又これらの弊害が除去せられたとしても、知事の公選制度によつて他の弊害を誘發する恐れはないかといふことである。公選が府縣會によつて行はれる場合を考へて見るに、現在東京市に於て見せつけられてゐる市長公選が到底その弊に堪へぬ一事を見れば分るだらう。かくして選擧せられた知事は全く府縣會の傀儡に過ぎずどうして縣民本位の地方行政が期待し得られようか。

若し公選とすれば一般投票による外はあるまい。然しこれも地方に於ける政爭の激發、選擧費用の激增となつて新なる弊害を誘發することは到底免れない。然しこゝに最注意を要するのは、選擧干涉といふことが果して知事公選制度によつて除去し得られるかどうかの一點である。知事公選の結果當然行政法規の根本的改正が必要となつて來る。即ち警察權の如きは公選知事の權限から除外して警察權を握るために新たなる國家の官吏を任命することが必要になる行政組織が變つて來ると、中央政府は今度は警察官に直接命令してドシ／＼地方の選擧干涉を行はしめると云ふ新なる弊害を生じて來るのである。斯の如く知事公選の眼目なる選擧干涉の除去が公選制度によつて直に實現されると見るのは、甚だしき早計であらう。

世上外國の事例を引いて知事公選を說く者があるがこれまた非常な誤である。すべての法制がさうであるが、殊に行政法規の如きものは單に法制の形だけを見て直に之に倣はんとする樣な考へは非常に危險で行政法規の如きものは法の形式に非ずしてその運用の如何にあるを忘れてはならぬ。一見立派に見える米國の州知事公選の制度がその運用に於て驚くべき弊害を續出してゐるのを見れば外國の法制などはこの場合何等の參考にならぬことが分る。私は公選制度に關する如上の弊害を見て容易に公選制度に贊成し兼

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ねると同時にこの際知事の地位を確保するため文官分限令の徹底的改正を實現したい。

二　道府縣行政監督の問題

（一）監督の必要―官僚的見解―「府縣の如き高級自治團體は、その事務の影響する所、國家の利益と頗る密接なる關係あるを以て國家の府縣に對する監督は特に緊要なり」

（二）監督の性質

（1）國家の機關が法律命令の定むる所により府縣又は府縣の機關の行爲を制度檢束すること。

（2）監督方法

イ、國の機關なる府縣知事を同時に府縣の執行機關とし、之に對して職務命令をなし監督懲戒をなす。

ロ、府縣の議決機關に對する監督
（府縣制第一二八、一三〇、一三〇條等）

ハ、府縣なる團體全體に對する監督
（府縣制第一二九、一三三條以下）

（3）監督機關
内務大臣、大藏大臣、並に行政裁判所等

（三）内務大臣の監督

（1）府縣制第一二七條

（2）府縣制第一二九―一三九條、第八二、八三、八五條等。

イ、内務大臣が府縣自治行政を一般的に監督するは

a　府縣行政が法律命令に背戻せざるや

b　公益を害せざるや

といふ範圍内に限られる。

ロ、右の範圍内に於て府縣行政を監督するに當つて執るべき方法。

a　行政事務の監視―一二九條

b　監督上必要なる命令及處分―一二九條

〇處分の例。
非常指揮（八二、八三、八五）
府縣豫算の削減（一三〇）
府縣會の解散　一三一）
各種の許可（一二六ノ二條）

（四）内務大臣の府縣豫算削減權（府縣制第一三〇條）

一、豫算は知事之を調製し、府縣會之を議決したときに成立する。兩者の意見の一致した豫算も、時に、府縣の公益を害すると内務大臣に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

認定される時は、再議に付せしめ、或は斷然豫算の削除を命ずることが出來る。

（五）內務大臣の府縣會解散權

（府縣制第三二條）

一、法律上解散の原因は寸毫も限定されてゐないから、內務大臣は如何なる原因によつても解散を命ずることが出來る。

二、解散の時期、回數。

開會中にても閉會中にてもよし。

一年の內何回行ふも妨げず。

勞農黨は中央官廳による斯る橫暴なる自治體蹂躙の制度に對し敢然と

內務大臣の道縣會、解散權、豫算削減權の廢止

を力說する。

（六）內務大臣、大藏大臣の道縣府債可權（府縣制第一三四條）

一、內務大臣の許可を得るを要するとしたのは、府縣の財政に重大關係ありとの見解による

二、大藏大臣の許可を要するは、右起債が國の財政にも影響する所大なりとの見解による。

勞農黨の之に對する政策は

內務大臣、大藏大臣の道府縣會債許可權の廢止。

（この項「國の行政區劃としての府縣」が續くであであつたが筆者の都合によつて略した。）

（黑田壽男）

偏務的な敎育制度

つゝけばつゝく程ひどい雨漏

わが勞働農民黨は、來る地方議會議員總選擧對策の政綱の中に、敎育に關する政策十五項を擧げてゐる。就いて、日本現在の敎育制度の一般を知つて置くことは、これ等政策を如何に取り扱ふべきか、また現在の敎育制度が、如何にブルジョアにのみあつくして、不公平きわまるものかを曝露するためにも必要なことであらうと思はれる。

日本現在の敎育組織乃至制度は、明治初年に編成されたものに、明治二十年代、三十年代に若干の補訂を加へたままであつて、最早それは、つゝけばつゝく程雨漏りの箇所が發見されて、壁の修繕や敷居の入れ換へ位ひでは間にあわなくなつてゐる。あだかもそれは、今日の文化生活などを口にするものに、藁屋根ぶきの、圍爐裡作りの古家に住はせやうとするやうなもので、到底それは、打ち壞して基礎

工事からやり直し、新しい柱を立てなければならなくなつてゐる。

まゆつばの統計

普通教育の普及は、その國の文化の程度をはかるはかりとされてゐるもので、われ等は度々、日本の義務教育制度及び就學兒童數の多きを以つて、日本文化の進歩が世界に誇るに足ると聞かされる。成程、政府の統計によれば、不就學兒童數は殆ど數ふるに足らない少數となつてゐる。試みにその統計を擧げれば、

學齡兒童就學、不就學比例（統計局十五年度年鑑）

年次	就學	不就學
大正三年	九八・二六	一・七四
四年	九八・四七	一・五三
五年	九八・六一	一・三九
六年	九八・七三	一・二七
七年	九八・八六	一・一四
八年	九八・九二	一・〇八
九年	九九・〇三	〇・九七
十年	九九・一七	〇・八三
十一年	九九・三〇	〇・七〇
十二年	九九・二三	〇・七七

右統計は、大正十二年で終つてゐるが、兎に角就學兒童の數は年毎にその率を多くし、從つて、不就學兒童の數は漸次に少數となつて行くことから考ゆれば、昭和二年の今日では、最早不就學兒童は一人もなくなつてゐるかも知れない。だが、陸海軍壯丁教育程度調査では、不就學者數は右の統計よりも餘程その率が多い。尤もこれは、大正十四年度の壯丁が恰度就學年齡に達した年の統計と比較することが出來ないので、多少の無理があることはまぬかれないが、この一端を想像するには十分である。

壯丁教育程度（同上）

年次	就學		不就學	
	尋常小學卒業	同上中途退學	讀書算術をなし得る者	同上なし得ざる者
大正四年	三九・九〇	七・八六	九・四七	二・一七
五年	三七・三六	一〇・一三	一〇・三六	二・一一

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六年	三六・四九	一〇・六五	二・四三	一・九九
七年	三六、四八	九・〇五	三・九二	一・八八
八年	三七・七五	八・〇四	二・五九	一・六三
九年	四二・八六	一二・六六	二・一一	一・一六
十年	四一・九二	一三・一〇	一・五三	一・〇四
十一年	四一・九九	一二・三三	一・〇五	〇・九三
十二年	四二・二四	一〇・六二	〇・八八	〇・九四
十三年	四一、三七	九・六六	〇・九三	〇・九〇
十四年	四一・六七	八・九六	〇・七九	〇・八八

これによれば、尋常小學校中途退學者の數が如何に多きかゞ特に目につく。そして、その中途退學者が、無產階級の子弟であることは明かである。かくの如く、無產階級の子弟は所謂義務教育の恩澤にも洽することが出來ずに、工場に、或は職場に働いて一家の收入を補ふのである。しかも尙、現在の義務教育尋常小學校六ケ年を卒へても、殆どその用をなさゞるが常であることを考へねばならない。

諸外國の例は餘り澤山知らないが、大ブルジョ國アメリカでは、小學校は勿論ハイスクール(日本の中學校に當る)まで、學校用品の全部を支給してゐる。勞農ロシヤでは、無產者の子弟には、學校用品はもとより、食事及び衣服をも給するとのことである。少なくとも、普通教育——今日では、小學校、中學、女學校の教育——はすべて公費とし同時に希望者には全部を就學せしむるだけの役備を國家はしなければならない。今日の制度では、中等教育の機會は殆ど有產階級の子弟に獨占せられながら、その經費なる租稅は貧富等しく負擔されつゝあるから、無產階級は、有產階級の教育費までを負擔しながら、自分の子弟の教育の機會は奪ひ去られてゐるのである。

無產者は金持の教育費まで負擔する

しかのみならず、日本現在の學政は、餘りに有產者にあつく、無產階級に酷である。あらゆる租稅が、その大部分を無產階級乃至準無產階級に負はせて居る如く、國家、府縣及び地方自治體の教育費は、その大部分は無產階級乃至準無產階級からの搾取によつてゐる。にもかゝわらずわれ等の大學、高等學校、專門學校に、われ等の子弟は行くこ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

とが出來ないのだ。が、それは假りに問題外としても、國家は中等學校以上の學校に、その希望者の全部に入學の機會を與へてゐるか。年々歲々、上級學校入學期の前後にはいたいけな小學兒童でさへが、試驗の關門をくゞらんがために、神經衰弱におちいり、或は自ら死を撰ぶものゝ、多數の新聞記事が表はれるのである。

志願者百中入學者

年次	中學校	女學校	專門學校	高等學校	帝大
大正三年	四七・四二	七三・〇〇	五三・六一	二七・八八	三八・六三
八年	四五・四五	六二・五	四三・四五	一四・三七	六三・〇六
九年	三八・六〇	五七・六三	五一・四八	一七・七七	五六・四八
十年	三六・二	五二・九七	五二・四八	一五・八八	六五・四

即ち知る、國家は毎年志望者の平均半數以上の入學を拒絶してゐるのである。

だが、そればかりではない。國家は敎育を如何に取りあつかひつゝあるか。國務大臣中文部は伴食大臣と呼ばれて每時も官僚の古手か、無能の政黨員をもつて來て、一般世人もこれをあやしまない。從つて國民から徴收される租稅によつて支出される國家豫算は、每年他の不生產的な軍事費等にこの大分部を取られて、敎育費はまゝ子あつかいにされてゐる。

	明治廿六年	卅六年	四十一年	大正二年	七年	十二年	十三年	十四年	十五年
皇室費	三・五	三・〇	四・七	七・八	四・四	三・〇	二・八	二・八	二・七
外務省	七・七	一七・三	一四・三	一三・〇	一〇・七	一五・八	一三・九	一三・四	一二・九
內務省	二二六・一	一〇七・九	四五・一	九三・〇	四八・二	一三三・八	一二九・三	一三六・一	一五二・二
大藏省	三〇八・六	一三二・一	四五九・六	三四七・五	三五五・九	二二〇・〇	二八〇・〇	二二一・六	二五一・五
陸軍省	一七四・〇	一八七・九	二三三・八	一六六・四	一四九・五	一四七・二	一二七・二	一三六・五	一三一・五
海軍省	九五・八	一四四・七	一二三・五	一六八・一	二二二・三	一八〇・九	一五一・九	一四三・九	一四五・八

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

司法省	四一·七	四五·五	一八·四	二一·九	一九·五	三一·一	三一·九	二〇·一	二〇·〇
文部省	三一·六	二七·〇	三一·〇	一八·五	二四·二	六五·九	六三·六	六二·八	八二·八
農林省・商工省	一六·八	三九·一	三三·五	二八·九	六八·七	四〇·一	七六·一	一二六·八 六六·八	一二七·四 七九
遞信省	八一·三	一八六·五	七七·三	一二四·九	一二六·六	一八一·二	一九五·四	一三五·二	三一八

即ち、大正十五年度の、文部費として最も多くの支出額を得た年でさへ、それを軍事費の總歲出十六億三千九百三十八萬二千圓の內、四億三千九百八十七萬一千圓の二割六步七厘强に比して、敎育費は僅に一億三千四百八十一萬九千圓の八步二厘强に過ぎない。若しそれを明治四十一年度にみるならば、總歲出六億三千六百三十六萬一千圓の內二億一千三百三十八萬四千圓、即ち三割三步四厘强の軍事費に對して、敎育費は七百六十五萬圓の一步二厘强にきり當つてゐないのである。これは、政府が如何に敎育を輕視してゐるかを證明してゐるものである。

しかも、若しそれ地方財政をみるならば、中央政府が敎育をまゝこあつかいにしてゐる反對に、市町村自治體が如何に敎育費の捻出に苦しんでゐるかゞわかる。

	道府縣	市	町村
敎育費	九五·七四二	八五·二四四	二一〇·五八六
土木費	九七·一一〇	一一四·五九〇	三五·九九九
公債費	二六·九七六	一五二·四六六	一七·二一七
電氣ガス事業費	—	一三五·七三五	二·三七七
役所及役場費	一〇·〇八一	二三·五七二	七七·一三五
衛生費	八·五五五	八二·九一一	一九·四一九
警察費	七三·〇七三	—	—
勸業費	三九·三一六	二三·一四〇	七·五三五
社會事業費	二·七六四	一〇·〇三六	二·三五六
その他	二五·五一一	四四·二一三	七〇·二九六

即ち、道府縣にあつては、資本家の擁護機關、中央政府

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の專政的忠實なお先棒、選擧干渉の機械である警察費と共に、教育費は大きな重壓を加え、市に於ては總支出の一割二歩六厘を、町村に於ては支出總額四億四千二百九十二萬圓に對し二億一千五十八萬六千圓、殆ど二分の一の四割七歩三厘强の教育費を負擔してゐる。或る町村に於ける小學教師の俸給が數ケ月に渡つて支拂ふことが出來ないでゐるといふ新聞記事を時々見ることがあるが、これは無理からんことである。そしてそれは、また如何に國民教育に國家が冷淡であるかの證左にもなるのだ。（星政市）

勞働者、小農民の住宅權の確立

作間耕逸「政府は東京其他の家賃の標準につき如何なる考ありや。」

池田政府委員「家賃の標準については調査中なるも、現在は大體建設費に對して五十ケ月乃至七十ケ月で家賃によりそれを回收するやうである。」

（以上、大正十二年、借地借家臨時處理委員會に於ける帝國議會の速記錄である。）

即ち、家賃は、長くても五年十ケ月、短くて四年二ケ月で、その家屋建築費を丸々と取り戻すといふ暴利かたである。

此の家賃には、かやうな建設費だけでなく、建設費の利子、地代、宅地税、家屋税、登錄税、（その附加税）修繕費等の一切が含れてゐる。おまけに、敷金だ權利金だ造作だと家主の言ひ放題の附加的條件が、添え物として店子を締めつけてゐる。

これらの、過重なる負擔者は、いはゆる店子である。

大阪市社會部調査課の「住宅問題と借家爭議」（昭和二年五月發行）によると、大阪の住宅總數四十四萬一千八百八十一戸の九割一厘、即ち三十九萬八千二百廿一戸は借家である。大阪住民の僅かに九厘が、家主（又は單なる自已家屋の所有者）で九割一厘は店子である。

協調會の「生計調査報告」（大正十四年三月）によれば、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

家賃の全生計費のうちに占むる位置は、俸給生活者は一割六分乃至一割八分、職工は一割四分乃至一割八分で、家賃は家族の食費の位置に次ぐ重要なる支出であることが明らかである。

勞働者の收入と家賃（前記大阪市の調査）

全收入	家賃割合
五〇圓以下	%四二・四
六〇 同	三〇・六
七〇 同	二九・二
八〇 同	一六・一
九〇 同	二三・四
一〇〇 同	三〇・二
一一〇 同	一七・三
一二〇 同	一九・六
一三〇 同	八・四
一四〇 同	一六・六
一五〇 同	一六・四
一六〇 同	二〇・二
一七〇 同	—
一八〇 同	一二・八
一九〇 同	一〇・七
二〇〇 同	一〇・〇

此の統計が示す重要な點は、收入の少ないもの、いはゆる貧乏人ほど過重率が高いことである。

月收二百圓弱のものゝ家賃は、全收入の一割にすぎないのに、月收五〇圓以下のものは、實に四割二分を負擔してゐる。

店子、就中、右の事實の示すやうに、貧乏人ほど、さらに又、悪條件の累積するなかに放置されてある。

何に乎、

こわれかゝつた疊建具、通風の悪るひ窓、（嚴多になるとしかも意地わるく通風が良過ぎる）低いひさし、ひさしとひさしが重なり合ふやうな混亂した家並、じめ〳〵した低地、職場から離れた土地、

それは最悪の非衛生的價値がある。それは、萬病の根源である。

しかし、決して家屋が足りないわけではない。前記の大阪市調査のものを繙くと、「全戸數四十餘萬戸の五厘、二萬戸の空屋を擁し乍ら人々は、何故に斯くも住宅難に呻吟しなければならぬだらふか?」と、疑問を投げてゐる。

もちろん疑問などの、おこりやう筈の無いほど、「何故に住宅難に呻吟するか」は、云はずとも明白である。

試みに、避暑地を見給へ、廣大なる松林のなかに別荘のいらかが輝ひてゐる。別荘は人で埋つてゐる。然り埋つてゐる。かれらのいふところの、埋るは、各部屋に――それも八疊から十疊以上の座敷だ――一人かせいぜい夫婦が寢起きしてをれば、座敷は人を以て埋つてゐるわけである。

別荘が埋れば、かれらの住宅――さらに廣大なる――はがら空きになる。

こゝに、かれら一人當りの疊數と、勞働者一人當りの疊數とを、比較する材料を提供し得ないことを遺憾とする。(地方の小都市、及び農村の住宅問題資料も、極めてとぼしい)

わが支配階級は、低利資金融通などによつて、中産階級の一部を保護しつゝある、借家法の制定によつて、借家人の反抗を、抑壓することに努めてゐる。

しかして、さらに、あらゆる調査も、何故に住宅難に呻吟するか、の眞の問題の所在をひたすら隱ぺいすることに努力してゐる。

しかし、借家人の反抗の增大は、いかんとも出來ない。借家爭議は、大阪だけでも大正十四年に七百三十八件に及んでゐる。

そのうち二百六十五件は、家主の店子強制追ひ立てに基く爭議であることによつても、家主の狂暴性と問題の深刻さがわかる。

勞農黨と借家人同盟の、住宅對策を支持して、勞働者、小農民の住宅權を確立せよ。(岡德三)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

巨大な資本を擁する
地方團體の公益産業

地方團體は、或る種の産業經營を獨占するについて優先權が與へられてゐる。例へば、ガス事業法（大正十二年法律四十六號）十七條には、市町村がガス事業を經營せんとする時は、管轄區內のガス事業を買收することを得るとし軌道法（大正十年法律七十六號）十八條、及び運河法（大正二年法律十六號）十七條には、國又は公共團體に於て公益上の必要により、軌道、運河、及びその附屬物を買收すること得（軌道法にはこの場合に軌道業者はこれを拒むことを得ない）とし、また、水道條例（明治二十三年法律九號）には、水道は市町村の公費を以てするに非ざれば之を布設することを得ず。但し當該市町村に於て、この資力に堪へない時は、市町村以外の企業者に水道の布設を許すことがあると規定してゐる。

公共團體は、公企業上に右の如き特權を有してゐるが、これ等公共團體は如何なる種類の事業を經營しつゝあるかその使用料の統計によつてみるに、東京市の大正十五年度豫算に於ける使用料の類別は左の如くである。

東京市使用料種類別

投業料	二〇六、六三五
圖書館閲覧科	九、四一五
共同物揚場使用科	五一、一八七
水面使用料	七〇、八一七
下水道使用料	、三一五
棧橋上屋使用料	一九九、一一四
道路占用料	二三八、七六二
公園使用料	五六七、五三三
墓地使用料	九〇、〇八七
市場使用料	三〇三、〇二八
病院使用料	六一、七五六
消毒所使用料	三、六〇〇
社會事業施設使用料	五七、四七四

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

計	一、八八二、八八二
水道計量給水料	二、九三一、四三九
提塘使用料	四、六七五
溝渠使用料	一〇、一一四
土揚場使用料	八、三七〇
放任給水料	一、五八一、四七四
共他共計	四、六四三、〇六四
電氣軌道客車使用料	三三、八五一、四〇〇
貨車使用料	一九七、一三四
計	三四、〇四八、五三四
電氣供給使用料	六、二八一、三二四
布線並器具使用料	四六四、〇四四
計	六、六八三、三六八
乘合自動車使用料	二、七五六、一二三
電氣研究所使用料	一〇、六三八
計	二、七六六、七六一
總計	五〇、〇一四、六〇九

右の內、社會事業施設使用料は自治會館、職業紹介所附屬宿泊所、簡易宿泊所、共同住宅簡易宿泊所、臨時簡易宿泊所、託兒場の使用料からなつてゐる。

地方公共事業の種類は、以上によつてその大體を知ることが出來るが、地方各府縣市町村公益産業の收入總額及び共割合は左記の通りである。

地方公益産業收入總計（一）府縣

年次	使用料及手數料 千圓	歳入總計 千圓	使用料及手數料割合 %	使用料及手數料	歳入總計	使用料及手數料の%
大正三年	二六、八八	三四、三六一	七・七二	—	—	—
四年	三一、七七一	三六、九五	九・九一	—	—	—
五年	三五、三五六	三六七、一五	九・三	—	—	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六年	四二、八八九	四八三、四五一	八・八七	—	—	—
七年	五一、七三八	六〇〇、〇〇八	八・六二	—	—	—
八年	六二、四七五	八二一、八四四	七・六〇	—	—	—
九年	九一、一三七	一、一六九、二九〇	七・七九	一〇・〇〇九	三六〇・四〇七	二・七八
一〇年	一一四、九八七	一、三五四、九五〇	八・四九	一〇・二〇六	四二一・八二七	二・四八
一一年	一三一、九二九	一、五九一、三九九	八・二九	一五・四二二	四六八・〇五六	三・二九
一二年	一四三、二二三	一、一七〇、四九三	一二・二四	一九・九二三	三三二・二八四	六・〇〇
一三年	一六六、四九六	一、三三三、三三一	一一・五九	二二・〇〇五	三三五・〇〇三	六・五七

地方公益産業收入（二）

市町村

年次	市 使用料及手數料	市 歳入總額	市 使用料及手數料の割合	町村 使用料及手數料	町村 歳入總額	町村 使用料及手數料の割合
大正三年	二五、三一七	九七、五四一	二六・〇〇	三、五一七	一三五・二二八	二・六〇
四年	二八、八六六	九八、一五四	二九・四〇	三、七九三	一三一、九五六	二・八五
五年	三一、〇六四	一一六、四九七	二六・六七	四、二二四	一四〇、八〇〇	一・九九
六年	三八、四四三	一七三、二六九	二二・一九	四、三九四	一五八、二二〇	二・七八
七年	四八、九〇二	一八九、五五五	二四・七五	四、七四四	二〇七、九七七	二・二八
八年	五六、八二四	二四七、三〇三	二三・〇二	五、五六一	二八八、九七四	一・九二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

九年	六、五五八	三五三、八四二	三・二〇	七、三三五	四〇〇、六四九	一・八四
一〇年	九四、六八六	四三六、一八〇	三・七一	八、七五六	四三八、六三二	二・〇〇
一一年	一〇四、九四七	五一七、一六五	二〇・二九	一〇、三八六	五〇八、四七九	二・〇四
一二年	一一一、一四二	四三〇、一二六	二五・八四	一一、八八三	三八二、三五一	三・一一
一三年	一三〇、六三九	五九二、一九五	一三・六五	一三、五九九	四〇九、三八四	三・三二

使用料及び手數料は地方團體に於ける歳入中の最も大なるものであつて、そしてその收入の最も大なるものは市である。そしてまたその事業中の最も大なる使用料を擧げてゐるものは、電氣供給、電氣軌道、ガス供給、水道等の企業ある。

水道は、全國三十四府縣に敷設され、東京、大阪、兵庫は一千萬圓乃至三千萬圓の工費を費して居る、北海道、愛知、福岡、長崎の諸縣がこれに次ぐ。內務省年報（大正十年度）によつて、その總利益（收入より支出を差引いたもの）の總工費に對する割合を收益率としてみるに、地方によつて甚しく異るが、收益率の最も大なるものは石川縣の二七・二七%であり、福島、大阪府の一六・五八及び一五・九三%これに次ぎ、宮城、香川、東京の三府縣は收益殆どなく、全國平均收益率は五・四九%となつてゐる。

水道收入（大正十年末內務省統計年）

府縣名	敷設總工費	利益	利益の總工費に對する
北海道	五、四七六、三三二	二一〇、六〇四	三・八五
青森	七九七、〇二一	三九、〇七二	四・八九
宮城	二三一、二五四	、〇三〇	〇・〇〇八
秋田	六七六、二七九	三四、三一九	五・〇三
山形	二〇五、一六六	、六八九	〇・三四
福島	一九九、七〇七	三三、二九三	一六・五八
茨城	一一六、一〇九	四、九三一	四・三一
栃木	一、一四九、二三四	三〇、九三二	二・六一
群馬	五三二、八四四	三八、七四四	七・一六
東京	三、四三八、一九四	二〇、六四三	六・〇六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新潟	八四〇、六六四	八七、九九〇	一〇・四八
石川	一一、八四六	三、一四八	二七・二七
山梨	八二七、九二六	五〇、三二四	六・一二
長野	二、七六四、三一九	×四九、五一五	—
靜岡	八四〇、〇六八	六、四七〇	〇・七一
愛知	五、二二九、八二二	二六一、六七二	五・三二
三重	一七二、八二二	—	—
滋賀	四〇、六六七	×三一、一〇五	—
京都	六、一三一、二六三	四五一、二〇八	七・三五
大阪	二四、九四七、八八〇	三、九七三、八三六	一五・九三
兵庫	一四、七三七、七〇八	七四八、六九一	五・〇八
奈良	一、八三六、二三八	×七、三五〇	—
島根	五〇五、八〇七	二五、六三八	四・九五
鳥取	六〇四、〇〇八	二九、六六七	四・五七
岡山	一、一〇八、〇九六	一一三、九七五	一〇・二〇
廣島	三、四八八、九九二	三四七、四四七	九・九五
山口	一、八九七、二五九	一〇二、四一六	五・三八
德島	三〇、九六三	八六二	二・七八
香川	一、九九一、七九五	一三一	〇・〇〇七
高知	一、〇二四、八九九	一、六六五	〇・一六
福岡	四、三二五、七六六	二八〇、五九二	六・四九
佐賀	七七〇、四二〇	二八、一九一	三・六六
長崎	四、八二三、〇三一	一九四、〇八〇	四・〇二
大分	二六四、三五二	四、〇三一	一・五二
合計	一三一、一六四、二八六	六、七二〇、八六〇	五・四九

×印は損失

次にガス事業をみるに、現在共同團體の事業は次表の如く横濱、高田、福井、金澤、久留米の五市に過ぎない。横濱ガス局は明治五年に、金澤が同三十九年に、他は高田の大正七年、福井の明治四十四年、久留米の大正二年等比較的最近の開業であつて、大正十四年度の收益率は平均四・九八%で、全國ガス事業の一〇・四一%の約半分にきり當らない。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

市營ガス供給統計　（大正十四年度）

	需要家數	固定資本	收入	支出	利益	利益率	料金
横濱市	一四、二六八	三、二三六、〇八五	四三二、九八六	三〇五、四九〇	一二七、四九六	三・九三	八・二
高田市	一、一五〇	一七七、三二〇	六四、一四八	五二、八〇〇	一一、三四八	六・四一	一三・七
福井市	二、六九六	八〇七、四四八	一六七、八六六	一二三、九六六	四三、九〇〇	一三・九二	一一・三
金澤市	五、五五三	七七四、七六五	二六二、九九九	二〇五、〇六五	五七、九三四	七・四八	七・〇
久留米市	一、一〇七	一三二、七四二	二九、三八三	二八、五一〇	八七三	〇・六五	八・九
計	二四、八九二	四、六六九、一八〇	一、一五四、三三八	七一四、八三〇	二三五、五二二	四・九八	九・六
全國	六八三、〇八七	七二七、七一六、六三三	二〇九、五五六、八〇七	一三三、九一五、五〇四	七五、六四三、三〇二	一〇・四一	一三・二

備考　料金は一平方米につき錢（瓦斯事業要覽による）

次に、電氣軌道事業をみるに、それは專ら、大都市に於て行はれ、大正十年末にその固定資本は二億三千萬圓で全國電氣軌道資本額約八億圓の二八・五六%を占め、收益率は富山市の缺損を示した外、平均一二・三一%である、全國平均收益率五・四五%をはるかに超えてゐる。

電車軌道　（大正十年末内務省統計年報）

	資本	營業收入	營業支出	差引總利益	資本に對する利益
東京市	一〇二、六八七、六〇九	三〇、九〇〇、三六八	一七、八五〇、〇九三	一三、〇五〇、二七〇	一二・七一
京都市	一五、六五七、〇二九	四、七八〇、四七六	二、〇九八、〇六二	二、六八二、四一四	一七・一三
大坂市	六二、五〇三、六三五	一五、七八八、三二四	七、一六八、一三五	八、六二〇、一九九	一三・七九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

横濱市	一、九〇八、〇〇〇	二、五三八、五九五	一、二六二、七四一	一、二五五、八五四	六五・七八
神戸市	三四、九一三、〇〇〇	三、二八七、三三六	一、八四三、〇〇三	一、五四四、三三三	四・四二
名古屋市	一一、九二七、三六四	二、五九一、六八八	一、四二九、一五三	一、一六二、五三五	四・七四
富山市	四五二、四〇〇	一〇一、六八六	一〇三、六九六	×二、〇一一	—
合計	二三九、九八〇、一九七	五九、九八八、四九三	三二、六七四、八八四	二　一二七、六二二	一一・三一
全國	八〇五、二五七、四七四	九七、三三八、九五七	五三、四六五、〇三四	四三、九一八、〇六二	五・四五
全國に對する	二八・五六	六一・六〇	五九・二四	六四・四八	

×印は損失

電氣事業は、電氣鐵道軌道電燈及び電力供給業に分れる。大正十四年末現在に於ける、わが國の市町村經營電氣事業は、全國に普及して三十三市縣に亘つてゐる。その固定現在總額は、五億一百七萬五千餘圓に達し、全國電氣企業總固定資本額中の約五分の一を占めてゐる。そしてこの利益（收入超過の固定資本に對する比）を平均してみると、一〇・三九％で、全國電氣收益率九・一四％の少しく上位にある。大正十二年度地方債中、電氣、ガス事業費三〇五、九五三、〇七〇圓に平均地方債利率六・三％を乘じた一九、二七五、〇四三圓を、前の總利益五二、〇六七、九八一圓から差引くと、三二、七九二、九三八圓を得る、これを以つて或る程度まで純收益に近きものとみると、その固定資本額に對する比率は六・五四％となる。また、總收益率に於て、前述諸事業と比較すると、水道は五・四九％、ガスは四・九八％、電氣供給は一〇・三九％となり、電氣事業は他に比して著しく高い收益率を有してゐる。

電氣獲得方法は、發電量三四三、五六五、三四二キロワツト時、受電量（他の電氣供給者の卸賣を受くるもの）五〇一、〇七五、九二一キロワツト時であり、後者は前者の約一倍半に及ぶ。これを以つて市町村の電氣事業は、その主

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

なる部分を他の企業者からの供給に待つものであることが判る。

その需要電氣量の全部を自家の發電設備に俟つ市町村を有するものは、大正十四年度に於て福岡、宮崎、宮城、福島、秋田、山口、長野、山梨の八縣であり、需要量の半以上を發電設備に俟つものは群馬、栃木、岐阜、石川、京都、高知、岩手、青森の八縣で、他の十七縣は、專ら又は半以上は受電によつて獲得してゐる。

地方團體電氣事業

府縣	需要家數	軌道	發電及受電キ氣力量 發電	發電及受電キ氣力量 受電	固定資本額	利益金の固定資本額に對する率
東京	一三〇、五六六	一九二、九	—	二〇五、二二九、四三二	一六四、六八三、九八〇	八・八五
神奈川	四、〇三六	二六、〇	六一、七九六	七、五九八、一五一	一〇、八三二、九九三	一三・〇八
埼玉	一、一四一	—	—	四四八、五六六	七〇、三二九	六・二八
群馬	三、三〇三	—	三三四、〇九七	一四七、〇〇〇	三九七、四五〇	七・六二
栃木	三、一六五	—	二二八、四五五	二二五、五一三	一五四、五〇〇	七・〇三
靜岡	三、六〇一	—	—	三、四八六、五一八	二七八、五〇四	二四・二六
山梨	二、一四一	—	三〇三、三五七	—	三三三、二八四	七・六一
愛知	—	六〇、四	—	二、五四〇、六六六	一八、〇七四、五六九	七・八〇
岐阜	一四、〇一四	—	二、四四三、一二四	一四五、八〇三	一、三一三、三一二	五・五六
長野	一、三六六	—	四五九、四五九	—	二五九、三〇三	三・五二
石川	二八、四四七	—	五五、三四四、六五〇	二三七・七七〇	一一、九九三、一六九	一一・一九

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

富山	—	六、八	—	四五、三一七、三〇八	七、八三六、〇五四	九・一九
大坂	三九五、一三九	一〇七、一	三七、二五〇、八二一	二五二、七四〇、二九六	一六二、二四九、九九六	一〇・七〇
京都	六〇四、九〇八	六〇、九	四七、一六二、三三九	二一、〇〇九、六五七	三一、一五二、四〇九	一四・四七
兵庫	一三三、〇三一	六〇、九	八六、九六二、三二四	一三、六六八、〇四四	四四、一四六、四三六	一三・〇八
奈良	一、一四四	—	—	一三九、五一四	一六〇、〇〇〇	—
滋賀	七四四	—	—	一八二、四四九	二二、九三四	二一・七四
高知	一七、四三〇	—	一六、八三六、一五〇	八六、〇五八	三、九六二、三三五	一四・〇八
廣島	—	—	—	—	三七、〇〇〇	—
島根	六四二	—	—	七二、一四七	六九、六九七	—
山口	九九、一七四	四、〇	五〇、七三九、五〇〇	—	二八、一四四、一三七	九・四三
愛媛	一、〇〇七	—	—	一七九、二三八	四〇、〇〇〇	三五・三九
熊本	—	八、六	—	六八九、四〇〇	四、三九九、三〇一	五・二二
長崎	三、〇九三	—	六八、三四〇	四七、六〇四	一六五、五〇〇	四・三三
福岡	四四八	—	二一七、二八〇	—	二四、四八	—
宮崎	一〇、四六四	—	一、九九〇、〇〇一	—	五七二、三九一	八・九二
宮城	六六五、四二六	—	三二、三三五、二二六	—	九、四四九、九九七	三・八四
福島	七、〇五〇	—	七七四、二九八	—	二八、三七六	二二・〇一
岩手	四、二九六	—	七六、二二三	二四、二三九	六二五、二二五	四・二四

青森	二、二四八	—	三五一、四一三	二九、四三六	九一、八八〇	八・一九
山形	三六、一四八	—	八、八六八、四一九	二、二四三、六〇〇	三一、二四六、四三一	一・六〇
秋田	一、八四四	—	三三一、九九八	—	一三五、九〇〇	一七・六八
北海道	二、八八七	—	四九、〇五一	一七八、四三八	三七、八〇〇	七二・九七
合計	一、〇六七、八六五	五七、六	一四三、三六五、三四一	七二四、四四二、八九五	五〇一、〇三五、八二二	一〇・三九
全國	九、六五三、〇六八	—	—	—	二、一七九、〇九六、〇九六	九・一四

これによつて、電氣事業が地方團體の企業形態として都市及び市町村組合が適當なものであることを知り得る。こゝに電氣事業の地方的分布をみるに、わが國地方公益産業の内で電氣事業が最も重要な地位を占むるものは都市である。次表に於てみる如く、十一都市の固定資本額（四五〇、六二七、七七三圓）は全國公共團體電氣事業の八九・八二％を占むる。そして、各都市の電氣事業者として（配電業及び電氣軌道業）の地位は、大資本を擁する私企業と伍して、可なり高きものである。

大都市々營電氣事業

	固定資本額	利益金	利益金の固定資本額に對する率
東京市	一六四、六八三、九八〇	一四、三六九、六五五	八・八五
横濱市	一〇、六四六、一五五	一、三八七、八四三	一三・〇二
靜岡市	一、〇五九、七九一	一五九、一八九	一五・〇二
名古屋市	一八、〇七四、五六九	一、四二〇、〇二八	七・八〇
金澤市	一一、五七四、八〇〇	一、三三二、九〇七	一一・五一
富山市	五〇八、〇五四	×一五、九〇三	—
大坂市	一六一、二四九、九六六	一七、二四七、七五五	一〇・七〇
京都市	三〇、九八一、八六六	四、四〇四、四九五	一四・二三
神戸市	四三、八〇九、四七六	五、三三五、三三〇	一二・一八
熊本市	四、三三九、一八五	二三九、三〇一	五・五二
仙臺市	三、三五六、八六五	一、二三三、八三〇	三六・八〇
計	四五〇、六二七、七七三	四七、三六九、四五〇	一〇・五一
都市以外のもの	五〇、四四八、〇四八	四、六九八、五三一	九・三二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市の占むる率	八九・八二	九〇・三八

×印は損失

以上陳ぶる處によつて、地方團體が如何なる公益產業に、如何に巨大の資本を投下してゐるかを知ることが出來たと思ふ。そしてまた、これによつて如何に多くの收入を得つゝあるかがわかる。

われ等は、これ等公益產業が、そしてこれより生ずる利益が、如何に運用されてゐるか、しかもこれ等產業に從事してゐるものが無產階級であることを考ゆる時に、地方自治體がわれ等無產階級に及ぼす影響の如何に大なるかを併せ知ることが出來る。（「經濟研究」による）（野村保司）

府縣會議員選擧に對する
各無產政黨の立候者豫定

府縣	有權者數	定員數	勞農	日勞	民衆	農民	計
青森	一六八・二四八	三〇	四	—	一	四	九
岩手	一八五・一七二	三二	六	—	一	二	九
宮城	二〇〇・〇二七	三五	九	三	三	二	一七
秋田	一八七・四九七	三三	九	四	一	二	一六
山形	二〇四・二六二	三五	一	六	—	三	一〇
福島	二七四・八四七	四一	二	四	一	四	一一
茨城	二九〇・七七二	四〇	—	八	—	四	一二
栃木	二〇九・三〇〇	三六	—	四	—	三	七
群馬	三二〇・三二八	三八	一	六	三	五	一五
新潟	三七七・二一七	四七	六	四	—	七	一七
富山	一五五・一三三	三〇	—	—	一	三	四
石川	一五三・八七六	三〇	—	—	—	三	三
福井	一二八・四〇一	三〇	一	—	一	一	三
山梨	一三一・三三二	三〇	—	—	—	六	六
長野	三〇三・五六三	四四	[illegible]	—	四	三	七

岐阜	二三九・〇〇〇	三六	―	―	―	四	四
靜岡	三三九・九九三	四二	四	―	二	二	八
愛知	四六七・〇三六	五一	三	―	一	四	八
三重	二三四・二五七	三六	二	―	二	四	一七
鳥取	一〇〇・五四四	三〇	一	四	―	一	六
岡山	二七五・二七六	三九	三	―	―	五	一七
廣島	三四七・〇六六	五一	一	―	三	一	三
山口	三三九・四九九	三六	一	―	―	一	二
德島	一五一・二六三	三〇	三	―	―	一	二四
香川	一四八・七三二	三〇	一〇	二	一	五	一八
愛媛	三二七、八〇二	三六	四	二	一	一	八
高知	一五一・七三九	三〇	―	―	―	二	二
滋賀	一四七・一七三	三〇	一	―	三	一	五
京都	二八六・二三六	三九	一〇	―	二	二	一四
大阪	六〇九・三二一	六六	八	九	八	二	二七
兵庫	五〇三・七七五	五四	七	一七	七	三	二四
奈良	一二〇・七六九	三〇	二	―	―	二	一三
和歌山	一六八・一六三	三〇	一	三	二	一	七
福岡	四二九・七六六	五二	七	―	四	六	一七
長崎	三二七・八〇八	三七	―	二	―	二	三
熊本	一九三・四六八	三九	―	―	―	一	二
大分	一九三・四六八	三三	―	―	―	二	二
宮崎	一四二・〇三二	三〇	一	―	―	二	二
鹿兒島	二六八・四九八	四二	一	―	―	一	二
總計	九・三〇六・七五三	一・四五〇	一四〇	七八	五二	一〇六	三七五

（備考）

（一）昭和三年以後に於て改選すべき北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、島根、佐賀、沖繩の一府一道六縣を除く。

（二）選擧期日（九月二十二日）栃木、福井、福岡、（九月二十三日）滋賀（九月二十四日）岩手、石川（九月二十五日）京都、大阪、兵庫、長崎、新潟、群馬、茨城、奈良、愛知、岐阜、宮城、福島、青森、山形、秋田、富山、廣島、愛媛、香川、大分、宮崎、鹿兒島、（九月二十六日）岡山（九月二十七日）長野（九月三十日）和歌山（十月五日）高知、山口、熊本（十月六日）山梨（十月十四日）靜岡

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

現段階の「ドン・キホーテ」

濱野哲夫

此處はある無產團體の事務所の二階である。雨の降つた晩で今日は大した仕事もなく割合にヒマらしい。A、B、C、何れも團體の闘士、バットを吹しながら切りと漫談に耽つてゐる。その一節である。

A—降るなあ、プロレタリアに雨は禁物だな。雨具はなし、傘はなし。

B—そうでもないよ、この炎天に電車賃もなくて道を歩く事を思へば。

C—止せよ!! それはプロレタリアの光榮ある任務じやないか、それよりも今晩はヒマだから、どうして僕達が運動に入つたかをでも話さうぢやないか、先づ年上だからA君からでも始めたら。

A—異義無し、讃成!! ぢや僕から始め樣かな。僕はこれで運動に入るには隨分な道を通つてゐるよ。學院を出ると直ぐ救世軍の仲間に入つてね、あのヘンチクリンな帽子を抱へて道端で何百回演說をやつたか知れないよ。勿論恐しく眞面目でね、今思ふと實に滑稽だが。

C—それで君は演說が巧いんだな。說教臭い所があると思つたら。

A—素見すな。自由廢業の運動で活動した事も何回となくあるよ。その生活をまる三年も續けたが、どうしても滿足が來出なくて遂々止めたよ。

B—フーンそれから?

A—それからはズット保險會社員だ。根が正直で小心者だから今思へば隨分虐められて來たのだが不平も云はずに五年も勤めたよ。妻子は出來るし、ジットして居ればと思つてね上役の云ふ事をフン〳〵と聞いてゐたよ。

C—馬鹿野郎だね、全く。

A—所が例の大正九年の大恐慌だ。日本の資本主義の沒落

への廻轉期をなしたあの大恐慌のお蔭でね。

B―首をチョン切られたんだらう。

A―仰せの通り、僅か許の手當を貰つてね。それからはあつちの役所、こつちの外交員と志したが、何處でも巧く行かないのでその內に僕もボヤツト社會意識と云つても當時起つてゐた勞働爭議は矢張り罪惡だと思つてたよ。內では飢えた妻子を見るし、外では散々世の醜惡さを見せ付けられるし、結局モリス風の空想的社會主義者になつて、平和な田園都市の建設等を畫いてゐたが、

C―俺にはそんな時代はなかつたな。

A―其處で逐頭その當時出來た日向の「新しい村」に妻子を捨てゝ飛び込んだ譯だ。併し其處では期待が多きかつただけに直ぐ幻滅を感じたよ。

B―それから後は?

A―兎に角まつしぐらに運動に參加してゐる譯だ。年は皆より上だし、理論はなし、何もならんが。

C―どうしてAさん君の煽動演說は手に入つたものだよ。僕も君の二年前の爭議の演說ではホロリとさせられたからね。あれから僕は運動に入つたと云つてもいいからね、さすがは牧師様だ。

A―僕のはこれ位にして次に廻つたら、B君始めてくれ。

B―僕のは至つて平凡だよ。學生時代からズツトやつてるんだから。

吉野、福田博士等のデモクラシーの高唱時代からそれに續く米騷動、米騷動は面白かつたな。續いて勞働組合運動の嵐の樣な勃興となつてね、全く大正八年の新聞社のゼネラル、ストライキは痛快だつたよ。

C―僕はその自分は知らないが面白かつたらしいね。

B―社會科學運動が新人會を始めとして起つて來たのはその時分からだらう。解らないながらも僕も其處に入つて行つた。その內サンジカリズムが一世を風靡し、智識階級の排擊が起る、そしてその極が十一年秋の合同主義對自由聯合主義の對待決裂として頂點に達した譯だよ。

A―僕等は未だその時分は無緣の衆生だつた譯だな。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

C—僕も全然知らないよ。

B—アナ、ボルの論爭が思想團體の間に起り、マルクス主義の普及が通俗的だが始まつた譯だ。官憲の壓迫もひどくて、學生團體等水平線上に中々出られなかつたね。それが軈て共産黨事件となり、積つて、あの大地震のテロ時代だ。

A—それから後は僕等も大體知つてゐる。

B—僕が××事件で學校を止めて運動に入つたのはそれから直ぐ後だよ。

C—そうして見ると日本の無産階級運動も可成な歴史を持つてゐる譯だな。

B—それから後は御承知の通りの有樣だ。總同盟評議會の分裂、無産政黨の建設と分裂、左翼運動の發展と、實に其後の日本の無産階級運動は目覺しい物だな。さあソロ〳〵お次の番だ。C君やつてくれないか。

C—今度は僕の番だが、僕は運動では新しいし、運動ぢや大した經驗も持合さないが、僕はこれで運動に入る迄には隨分色々な事をやつてるよ。不良少年、文學青年、ボロ新聞の記者、ルンペン、プロレタリア、話せばボロの出る事許りだが。

B—僕等も打明けたんだから君も話せよ。

C—始めから何をしても飽足らない反抗意識だけは持つて居たらしい。だから放浪生活が意外に長かつた譯ですよ。それで居て絶えず何か眞理と云ふ物にでも打つつかつて行かうと云ふドン・キホーテ的勇氣だけは持合せて居た譯ですね。文學青年の時は世界の文學者にならうと思ひ、不良青年の時は世界の惡黨とならうと思つた譯ですね。併し矢張り進歩と云へば進歩があつた譯ですね。

A—君のは中々面白そうだね。

C—勿論内部的な條件が備つて居た事が最大の條件だらうが……結局ドン・キホーテの行く道は無産階級の運動だらう? これのみが行く道だらう、例へば戀と云ふ樣な物との鬪爭に於て考察しても……

A、B—アツハツハア、何だ色つぽイのか濕つぽイのか。

C—かう云へば變に高踏的な低廻趣味に聞えるがね、ホン

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

トにさうだよ。

例へば僕の勞働生活がなくとも僕は運動に入つたかも知れないね、それを唯より必然にした丈の話だよ。それにしても僕の放浪生活中には色々な事をやつたよ土方、人夫、臨時職工、船員と二年間に支那、朝鮮をさへ一廻り歩いたからね。

A―至る所にプロレタリアの陰慘と迫害とは經驗しただらう。

C―殊に殖民地の事もよく知つてゐる。

B―C君はそれで仲々物知りなんだね。

C―そうでもないが。そして結局は矢張り××の爭議からホントに運動に入つた譯だ。××の爭議は實に面白かつたね。あの時のA君の煽動演説は實際素敵だつたよ。

A―さうだつたかね。

B―さあこれでどうか濟んだ樣だね、全く面白い話だつた。

A―雨は止まない所か益々降るばかりだ。困つたな。

B―もう雨も止むよ、C君は、ドン・キホーテをよく使ふね。

C―現段階ドン・キホーテかね。

A―現段階ドン・キホーテはよかつたね。お互にドン・キホーテかも知れないよ。でも甲冑を付け、ロシナンテに打乘つて、水車小屋に槍を振りまはす樣な無茶な眞似はしない樣にね。

B―敵は水車にあらずして資本主義だ。しかも我等はマルクス主義と云ふ槍を持ち無産大衆の歷史的な力に乘つてゐるからね。

C―全くだ、我々はドン・キホーテであつてもハムレットの樣な意氣地無しであつてはならないね。

A―あれこそ全くの小ブルジョアだよ。

A、B、C―ハツハツハー、現段階のドン・キホーテか……

C―　、階下で誰か呼んでゐる樣だぞ。組合員かな、スパイかな。

A―益々降つて來たらしいぞ。

C階下に降りて行く、ABバトをゆくらしてゐる(終)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

議會に對していかに闘爭すべきか

（一）新時代と新議會主義

社會主義黨の議會に對する態度は、初めは——第一インタナショナルの時——アヂテーションのためにブルジョア議會を利用することであつた。議會への參與は、階級意識發展の見地から、すなはち、支配階級に對するプロレタリアートの階級××の增大といふ見地から觀察された。かやうな關係は、その理論の影響の下では變化せずに、却つて政治的發展の影響の下に變化した。生產力の不斷の增大と資本主義的搾取領域の擴大とによつて、資本主義は勝利を博し、そしてそれと共に義會制度の諸國家はます〳〵强固になつた。

そこで、次のことが生じた。卽ち社會主義黨の議會戰術の、ブルジョア議會の『有機的な』立法事業への同化。資本主義の埒內における改良のための鬪爭の意義の增大。社會民主黨の所謂最小綱領の支配。最大綱領の、はるかかなたにはなれたる『最終目的』のための論爭形式への轉化。そして、かくの如き基礎の上に、代議士病患者、があらはれ、ダラ幹があらはれ、勞働者階級の最も根本的な利益に對する公然隱然たる裏切者が生じた。

第三インタナショナルの議會制度に對する關係は一つの新しい純粹な學理によりて規定されるのではなくて議會制度それ自らの役割の變更によつて規定される。前時代においては、議會制度なるものは進展しつゝある資本主義の道具として、ある程度において歷史的に進步した事業をなしてゐた。だが、專恣なる帝國主義の現發展段階においては、議會

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は、もはや、欺瞞と暴行と眠む氣を催す饒舌の道具と化してしまつた。帝國主義的××××、××××××に當面しては、その統一と恒久性と計畫性とを失へる議會の改良は、勞働大衆にとつて何等の實踐的意義もないのである。

かくて亦、全ブルジョア社會においても議會はその强固性を失つてしまつた。有機的な時代から批判的時代への突如たる推移は、議會の領域におけるプロレタリアの新戰術の基礎をつくる。即ち、ロシア勞働黨（ボルシエビキ）は、××的議會主義の本質をばすでに前時代につくり上げてしまつた。けだし、ロシアにおいては一九〇五年以來、政治的並に社會的均衡が壞され、激動時代が始つたからである。

××主義に傾いてゐる二三の社會主義者がかれらの國においてはまだ××の時期に到達してゐないことを指示し、議會主義的な日和見主義者と分裂することを肯じないかぎり、かれらは本來、意識的に當面せる時期をば、帝國主義的社會の相對的安固の時期と解し、そしてかゝる基礎の下においては、改良のための鬪爭においてツラチやロンゲと合同することが實踐的結果として生じて來ることを認めるものである。これに反して、理論的に明確な××主義は現下の時期を正しく評價せねばならない（資本主義の頂點、帝國主義的自己否定及び自己破壞、××の不斷の成長等々）種々なる國々においては政治的關係並に政治的分派は種々である。だが、その本質はどこでも同一である。われ／＼にとつて重要なのは、ブルジョアの權力を××××、プロレタリアの權力を××するために、プロレタリアの××をば直接に政治的、技術的に準備することである。

議會は現在××主義者にとつては、前時代のある時期にさうであつたやうに、改良のため、勞働者階級の地位の改善のための鬪爭場では斷じてない。政治生活の重點は、今日、全然、しかも決定的に議會の限界をこえてゐる。然るに、ブルジョアジーはたゞにかれらの勞働大衆に對する關係からばかりではなく、ブルジョア階級内におけるかれらの錯綜

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せる交互關係からも亦、種々なる黨派が政權を爭ひ、かれらの長所を表明し、かれらの弱點を曝露してゐる議會で、かれらの方策の一部をば、いろ〳〵な方法で遂行することを餘儀なくされる。

それ故に、この機關を支配階級の手から×××これを×××、これを×××、そしてその代りに新しいプロレタリアの×××をつくりあげることは勞働者階級の直接の歷史的任務である。しかしながら、同時に亦、勞働者階級の×××本部は、この××的任務を容易ならしむるためにブルジョアの議會施設の中にその間諜を放つことを充分考慮せねばならぬ。以上のことからして、×××××××議會に入つて行く××主義者の戰術と社會主義的議會主義者の戰術との根本的な差異は全く明かとなる。社會主義的議會主義は、相對的安固といふ前提、すなはち、現存の支配が無限に繼續するといふ前提から出發してゐる。それは、あらゆる方法をつくして改良をなさうといふことを任務とし、從つて大衆が獲得したものをばすべて當然に社會主義的議會主義の功績として認められることに關心を持つてゐる。(ツラチロンゲ及びその一黨)

(二) ブルジョア議會利用のための鬪爭

1

昔の同化的議會主義の代りに議會主義一般の否定の道具としての議會主義が發生した。だが、昔の議會主義的戰術の不愉快なる傳統は、議會主義の根本的反對者(L・M・M)××的サンヂカリスト(K・A・P・D)陣營における二三の××的要素と衝突する。第二回大會はそれ故次の如きテーゼを決議として採用してゐる。

(1) 國家制度としての議會は、ある發展段階において國民代表だと欺瞞するために必要なブルジョアジーの民主的

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支配形態である。そしてそれは表面的には階級の外に立つてゐる組織なるかに見ゆるが、しかしながら本質的には、支配的資本の掌中にある抑壓並に隷從の機關である。

（2） 議會は國家秩序のある特定の形態である。だから、それは××××社會――そこには階級も階級鬪爭もはた又何等の××權力もないのだが――の形態では斷じてあり得ない。

（3） 議會は、また、ブルジョアの獨裁からプロレタリアの××への過渡期におけるプロレタリアの××管理の形態でもない。階級鬪爭の鋭化せる場合、××の場合には、プロレタリアはその國家組織をば不可避的に前の支配階級の代表者を入れないところの鬪爭組織としてうちたてねばならない。この段階においては、『國民的意志』といつた風な擬制はすべてプロレタリアートにとつて有害である。プロレタリアにとつては權力の議會的分割は斷じて必要がない。それはむしろ有害である。プロレタリア××の形態はソビエット共和國である。

（4） ブルジョア國家機構の最も重要な機關の一であるブルジョア議會はプロレタリアート一般がブルジョア國家を×××××××、ブルジョア議會としてはその繼續中克服されることはないであらう。プロレタリアートの任務はブルジョアジーの國家機構を××し、それと同時に議會制度――それは共和制のものであれ立憲君主制のものであれ――を××することである。

（5） ブルジョアの地方自治體――これを國家機關と對立せしむることは理論的には誤つてゐるのだが――についても異らない。實際においては、それは、ブルジョアの國家機構と同様な機關である。そしてそれは×××プロレタリアートによつて××され、勞働者代表の地區××××によつてとつて代られねばならぬ。

（6） 從つて、××主義は、議會をば將來社會の形態と認めない。即ち××主義は議會主義をば階級としてのプロレ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

タレアートの階級的××の形態と認めないのだ。××××は議會を繼續しつゝこれを克服する可能性を否認し、議會の××をその目的とする。それ故に、ブルジョア國家制度を××××ためにブルジョア國家制度を利用することのみが問題となる。この意味において、しかもこの意味においてのみ問題は提起され得るのだ。

2

（7） すべての階級鬪爭は政治鬪爭である。けだし、それは結局權力のための鬪爭だからである。全國にまきおこれるいかなるストライキもブルジョア國家への脅威であり、又それ故にこそ政治的特質をおびるのである。ブルジョアージーを××し、ブルジョア國家を××するあらゆる試みは、とりもなほさず政治鬪爭の遂行である。反抗するブルジョアジーを統制し、抑壓するプロレタリアートの階級組織をつくることは、政治權力を××することである

（3） 從つて、政治鬪爭の問題は議會に對する態度の問題とは斷じて同一ではない。前者はプロレタリアの階級鬪爭の一般的問題であり、そしてそれは、資本主義的秩序一般を保護せんとする一般的鬪爭の增大によつて特徴づけられる。

（9） ブルジョアジーに對する、いひかへれば、その國家權力に對するプロレタリアートの最も重要なる鬪爭方法は就中、大衆行動である。大衆行動は、統一的な、訓練され集中された××の一般的指導の下にあるプロレタリアートの××的大衆組織（勞働組合、黨、×××××）によつて組織され、指導される。××は一つの戰爭である。この戰爭においては、プロレタリアートは、鬪爭のすべての領域におけるすべての行動を指導する强力な政治的參謀本部を持つてゐる勇敢なる政治的將校團である。

（10） 大衆鬪爭は、その形態において尖銳化し、論理的には資本主義國家に對する××に導くところの發展しつゝあ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

る行動の全體系である。××にまで發展するところのこの大衆鬪爭においては、プロレタリアートの指導黨はすべての合法的地位を確保し、かくてそれらを××的活動の補助的な支持點とし、それらの地位をば主要鬪爭——大衆鬪爭の野戰——の計畫に從屬せしめねばならぬ。

(11) かゝる補助的な支持點は、ブルジョア議會の議場である。議會がブルジアの國家制度であるといふ理から、議會の鬪爭に參加してならないといふことには斷じてならない。×××は議會において議會の機能に屬する仕事をするために議會に入つて行くのではなくつて、國家機關及び議會それ自身を行動によつて××せんとする大衆をば議會の中から援助するために議會に入つて行くのである。(例へばドイツにおけるリープクネヒトの活動、ツアーのデューマにおけるボルシエビキの活動、「民主的會議」におけるケレンスキーの『前議會』における、『憲法議會』における並に都市デューマにおける活動、最後にブルガリアーの××主義者の活動の如き)

(12) 議會におけるかくの如き活動——それは主として議場における××的アヂテーション反對者の曝露、未だ特におくれてゐて議會に對して望みをかけてゐる民主々義的幻影に囚はれてゐる大衆の精神的結合から成つてゐるのだが——は議會外における大衆的鬪爭の目的並に任務に從屬されねばならぬ。

鬪爭及び××的宣傳に議場から參加するといふことは、例へば農村の勞働大衆のやうに從來政治生活から離れてゐたところの勞働者層の政治的理解にとつて特に重要である。

(13) ××××者が地方議會において多數を占めた場合には、かれらは次のことをなさねばならぬ。

(イ) ブルジョアの中央權力に對する××的反對、

(ロ) 貧民に資する一切のこと(經濟的方策、××せる××の編成或は編成の試み)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ハ） あらゆる機會に、ブルジョア國家權力が大なる變革に對して實際に反對するその限界を示すこと。

（ニ） かゝる根據の下に、××權力との衝突を恐るゝことなく、激烈なる××的宣傳をなすこと。

（ホ） 一定の條件の下に自治體等を地方的勞働者會議によつて置き換へること。

地方自治體における×××の全活動は、資本主義制度の一般的××事業の一構成部分であらねばならぬ。

（14） 選擧戰それ自體は、多數の投票をかきあつめるといふ精神でなさるべきではなくて、プロレタリア××の合言葉の下に大衆を××的に動員するといふ精神でなされねばならぬ。選擧戰は黨員の全大衆によつてなさるべきものであつて、黨の中央委員のみによつてなさるべきものではない。その際にはちやうどまきおこつてゐるすべての大衆行動（ストライキ、示威運動、××及び海員の間の××等々）を利用して、これと密接なる聯絡を結ぶことが必要である。プロレタリアの一切の大衆的組織を積極的な活動にひき込むことが必要である。

（15） 以上のすべてのことと並に特別な指令によつて導かれたる先要條件を認むる場合には、議會的活動は『民主的』制度を支持し、或はせいぜいこれを乘取るために議會に入つて行くにすぎない。すべての國々の社會民主黨が用ゐるところのかの卑俗なる政治屋的行動の直接的對立物である。×××は專らカール・リープクネヒトやボルシエビキの精神においてのみ、議會の×××利用をなし得るのである。

3

（16） 從つて、選擧や、議會の××行動に參加することを絕對に拒否するといつたやうな原則的『反議會主義』は、はしにも棒にもかゝらぬ、無邪氣な子供らしい議論である。それは時には政治屋的な議員への甚だしき嫌惡に根さして

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ゐるが、同時に又××的議會主義の可能性を見てゐない政策である。かつ又この議論は、しばしば×××勞働者の集中化された××隊とは見ずに、互にゆるやかに結合せる集團の非集中的體系と見るといつた風に黨の役割を全然誤つて考つてゐることに基いてゐる。

(17) だが、しかしながら、議會的行動を原則的に承認することは、いかなる場合にも議會の議事に具體的に參加することの必要を絶對的に承認することでは斷じてない。それは全體の特殊條件にかゝつてゐる。ある特定の場合には議會を去ることが必要である。ボルシエビキが議會を××し、あらゆる力を議會から××、議會をば××の前夜にあるペテルスブルグの×××××にはつきりと對立せしむるために議會を去つた場合の如きは即ちこれである。又ソビエットは憲法議會解散の日にも同樣なことをやつた。かくてソビエット第三回大會は政治的事件の中心に据ゑられた。事情によつては、選擧のボイコットや、全ブルジョア國家機構並にブルジョア議會黨の直接的强力的排擊或は議會それ自身はこれをボイスツトしながら選擧のみに參加するといつた風なことも必要な場合がある。

(18) かくの如く、中央議會たると地方自治體の機關たることを問はずその選擧に參加することの必要並にその制度内における活動をば一般的な規定として認めるところの×××は、その時々の特殊的事情の評論から出發して問題を具體的に解決せねばならぬ。選擧或は議會のボピコット並に議會を去ることは、主として、直接に×××鬪爭及び權力××に移るための先要條件がすでに存在してゐる場合にゆるされる。

(19) その際には常にこの問題の相對的な非重要性を念頭におかねばならぬ。重點は議會外において××××××××のための××にあるのだから、そのためにするプロレタリア××や大衆鬪爭やの問題は、議會主義の利用といふやうな特殊的の問題とは同日の談ではないのである。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（20）それ故に、コンミユンスト・インタナシヨナルはこの點における、しかも、この理由からのみ行はれる×××内のいかなる分裂若くはいかなる分裂の試みも重大なる誤りであることを全く決然として強調する。大會は、×××プロレタリアートの集中化された黨――その影響は勞働者のあらゆる大衆組織に及んでゐる――の指導の下におけるプロレタリア××のための大衆鬪爭を承認するといふ見地に立つてゐるすべての要素を呼びおこして、ブルジヨア議會利用問題についてのいかなる意見の相異にも拘らず××××的要素の完全なる統一に努力する

（三）××的議會主義

××的議會戰術の實行を確保するためには次のことが必要である。

（1）×××全體並にその中央委員會は、すでに準備期間即ち議會選擧前に議會のフラクシヨンとなるべき優秀なる人々を考へておかねばならぬ。×××の中央委員會は左翼議會のフラクシヨンの全活動に責任を持たねばならぬ。×××の中央委員會は、いかなる組合のいかなる候補者に對しても、當選の曉には眞實に×××××的な政策をとるといふことの保證を要求する確乎たる權利を持たねばならぬ。

×××は專ら謂ゆる『經驗にとめる』議員、優秀なる辯護士等を代議士として立てる昔の社會民主的慣習を打ち破らねばならぬ。原則としては勞働者――かれらは多くは單なる黨員であつて多くは單なる經驗を持ち合はしてゐないがそんなことにはおかまひなく――を立候補せしむることが必要である。代議士にならんがために×××に近づいて來た代議士病患者は、これを×××は容赦なく排擊せねばならぬ。×××の中央委員會は、長年の間の活動によつて勞働者階級に對する絕對の忠節を示した人にのみ候補者におさねばならぬ。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（２）選擧が完了したならば、議會のフラクションの統制は完全に×××中央委員會――その時に黨全體として合法的であらうが非合法的であらうがそんなことはかまはずに――の手におかれねばならぬ。左翼議會のフラクションの議長並に幹部は黨中央委員會の承認を得るを要する。中央委員會は、議會フラクションにおける要求權を持つてゐる常任代表者であらねばならぬ。そして政治的に重要な一切の問題の場合には議會フラクションは前以つて行動の規準を黨中央委員會から得ねばならぬ。議會における××××者の大活動が豫知されてゐる場合には、フラクションの辯士を推擧し或はそれに反對し、又辯士から演說の要旨乃至は演說それ自身を豫め展示することを――中央委員會の許可を得るために――要求することは中央委員會の權利であり又義務である。××××者の選擧推薦名にのるところの候補者は全くお役所流に　自分は黨中央委員會の要求があれば、ある持定の形勢の時に議會から一齊に去ることをなしとぐるためにはいつでも議員を辭する覺悟をしてるといふ宣誓書を提出せねばならぬ。

（コンミニスト・インターナショナル第二回テーゼ）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國内戰線

日本勞農黨府縣會選擧政策

一、地方行政に對する我黨の主張

イ、知事公選

ロ、府縣會選擧權の擴張——二十歳以上の男女の選擧權及び被選擧權、居住年限の短縮

ハ、惡府縣令の撤廢

ニ、知事の原案執行權の撤廢

二、地方財政に關する主張

イ、地方財政の確立

ロ、不在地主の同率課税

ハ、土地增加税の累進課税

ニ、閑空地税の累進課税

ホ、雜種税、廣告税等の累進課税

1、車馬、自轉車税等の廢止

2、遊興税の累進課税

3、庭園税、廣告税等の累進課税

三、地方産業問題に對する主張

イ、産業組合（利用組合、販賣組合、購買組合、信用組合、倉庫、繭倉庫）の無産階級化

ロ、産業檢査費用の地主負擔

四、公營問題に對する主張

イ、肥料、農具、種子の公營

ロ、無産階級の爲の公立病院の擴充

ハ、助産の公費負擔

ニ、特殊交通機關（橋梁渡舟等）の公營

ホ、公營住宅の擴充

ヘ、浴場の公營

五、地方教育に對する對策

イ、學用品の無料貸與

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ロ、無料給食の實施

ハ、實業補習教育の擴充

ニ、地方圖書館の擴充、巡回文庫の設置

ホ、無産階級に對する娯樂機關の設置

六、社會事業及び地方衛生に對する主張

イ、失業者救濟制度の確定

ロ、養老院、孤兒院、無料托兒所等の完備

ハ、避病院その他傳染病對策の撤底的改善

ニ、公園の擴充

（これは八月號無産黨の選擧對策の中に入れる可べきであつたのを脱漏したのであつた）

關東婦人同盟創立さる

「婦人が今日受けてゐる封建的な壓迫や、特殊的が待遇は、最も強く、婦人は最後の奴隷であるとまで云はれてゐます――例へば勞働婦人の賃銀の問題、婦人の法律上に於ける地位、教育上、社會上に於ける地位、公娼制度の如き――問題に對して『最早今日の社會では婦人が一人一人、或は個々別々の團體で闘つていたのでは駄目だ、すべての不平、不滿を持つ婦人の全體が一丸となつて團結して闘つてゆかなくては』といふ聲が婦人大衆の中から起つて來た。その現はれとして、國際勞働協會內婦人委員會の活動、評議會婦人部の問題、組合同盟、總同盟婦人部の夜業禁止に對する請願運動、婦人團體よりの協力の聲等が表面的になつて來ました。」かくて出來べくしてまだ實現されなかつた全國婦人同盟の先驅として關東婦人同盟は七月三日その創立大會を本郷帝大佛教會館に於て開催した。多數の說辭演說の後左の議案及び綱領、宣言、規約等を審議可決した。

議案

一、婦人參政權に關する件

一、婦人の政黨加入の自由に關する件

一、兒童保護に關する件

一、公娼廢止に關する件

一、男女不平等法律の撤廢

一、教育の機會均等に關する件

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、産前産後の休養及び無料産院の設置
一、婦人の深夜業及び坑內勞働の禁止
一、寄宿舍制度の改善
一、男女不平等賃銀制度撤廢の件
一、全國的組織促進の件
一、前借年期制度の廢止

綱領

一、政黨加入の自由獲得
一、婦人参政權の獲得
一、男女不平等法律の撤廢
一、教育の機會均等
一、家庭に於ける封建的束縛よりの解放
一、產前、產後の休養、無料產院の設置
一、兒產保護法の獲得
一、前借、年期制度の禁止及公娼制度の廢止
一、婦人の深夜業勞働、坑內勞働の廢止
一、寄宿舍制度の廢
一、男女不平等賃銀の撤廢

宣言

婦人の永い間の隷屬的地位並に封建的因襲は、幾多の社會的經濟的抑壓となつて私達をしいたげて來ました。

而し私達婦人は社會に於て重用な役割を果してゐるものです。且つ社會の進化の結果は、私達に益々重用な仕事を果さしめてゐます。それにもかゝわらず家庭的、社會的生活に於ては、私達は依然として封建的習慣に縛りつけられてゐて、婦人に對して少しの自由も與へられたことはないのです。現在の社會には多くの虐げられた人達が有りますが、全人口の半ばを占めてゐる私達婦人は一番數の多い弱者でありました。

而し、皆樣も知つてゐるやうに、虐げられてゐる人達の中から力强い解放運動が起つてゐます。都市の勞働者は資本家に對して起ち、農村の小農民は大地主に對して起ち、團結の力によつて解放の途に戰つてゐるではありませんか。私達婦人も私達の正當な要求をかゝげて不合

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

理な社會制度に對する戰ひを始めなければならないと思ひます。

私達婦人は、社會的地位を向上させるために、婦人に對する一切の封建的隷屬狀態を打破しなければなりません。婦人に對する法律上の不平等の撤廢政黨結社に加入する自由、さらに進んでは婦人參政權の要求等を獲得せねばなりません。教育上、議政上の男子との機會均等、私達婦人否、資本家社會の最もいむべき公娼制度の廢止、また家庭におきましても私達婦人の立場から、物價騰貴反對、家賃の値下げ等の要求によつて私達の生活を向上させてゆかねばなりません。

私達の姉妹は、工場や鑛山や農村に於ても資本家や大地主の飽くなき搾取の爲めに、悲慘な生活を押し付けられてゐます。私達は婦人の坑内勞働や、紡績工場に於ける深夜業等の如き、婦人として母として、亦人間としての過酷な勞働の廢止、或は工場、會社に於ける婦人の特殊的待遇の廢止、同一勞働の同一賃銀の要求、母としての產前產後の休養、農村に於ては、處女會等の官僚的支配の撤廢等あらゆる場面に於ける私達婦人の社會的生活向上發展のため勇敢に鬪はんことを宣言するものである。

聞くところによれば既に、靜岡には婦人同盟が設立され京都、大坂、岡山、群馬、青森、秋田、九州、北海道等にもその準備會が創立されてゐる。これが全國に發展して全國の無產婦人大衆を一大傘下に結合することは、既に設立された婦人同盟の一大使命である。吾人はそれだけ關東婦人同盟の建全なる發度と奮鬪を切望するものである。

全國勞農大會

日本勞農總聯合主催の全國勞農大會が、七月一日芝協調會館で開かれた。出席代表者は前一日大坂に開かれた全關西勞農大會からの三十一名を始として、秋田、新潟、島根、香川等より農民組合代表一五五、勞働組合代表一五五、日勞黨代表一九、合計四百餘名、全日本農民同盟會長杉山元次郎氏座長席につき、

一、立入禁止反對

一、賃銀値下反對

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、健康保健法改正

を主題として、審議を進めたが、臨監警察官の取締り峻嚴をきわめ、數名の辯士中止を命ぜられたが、各問題に對する運動方針と左の決議を可決した。一體に大會は警官の壓迫もあつたらうが、餘り意氣は振はなかつた。

一、立禁反對決議

一、凡そ社會にあつて、この社會に必要なる職分を營む一切の民衆は、當然にその生存權を保證さるべきである。立入禁止（耕作禁止）は吾國の食糧生産者たる農民に對する生存權の全的不定である。

一、立入禁止は、單に農民の生存權の否定ばかりではなく、それは平和なるべき農村をかつて、不斷の不安と擾亂の巷と化せしめ、更にこれは廣大なる耕地の荒廢と、農業生産の減少を直接に導き、延いて食糧の騰貴によつて、一般民衆の生活を脅威する。

一、吾人は、こゝは全農民階級の生存權及び勞働權の確立と、一般民衆の生活擁護のために立入り禁止反對運動を全國的に組織する。しかしてこの運動は、立毛差押反對運動と接合され、更に耕作權確立を中心とする小作法制定要求の大衆的政治運動にまで發展せしめねばならぬ。

一、吾人は當局の農民運動を彈壓し、立禁假處分を濫發する反動的政策に抗議すると共に、また自作農創成の美名の下に、事實は農民を永久の負債に縛りつける欺瞞政策に反對し、農民の生存權、勞働權を基調とする耕作權の確立を期す。

二、賃下反對決議

本大會は、現下の金融恐慌經濟破綻を以つて、支配階級の全責任に歸すべきもつと認め、勞働階級の犠牲による「生産の合理化」に絶對に反對す。而してこの對抗運動として「賃銀値下反對運動」を積極的に支持す。

本大會は、日本勞農黨との協力により、生活賃銀法、勞働組合法の獲得を期す。

附帶決議一

一、本大會は、默視得ざる弊害を齎らす徹夜業を速時徹廢すべきことを認め、改正工場法の附則全文を速かに削除せんことを期す。

尙ほ寄宿制度の徹底的改善運動の貫徹を期す。

二、本大會は、前記の目的を達する爲めに日本勞農黨との協力によりそれが貫徹を期す。

附帶決議二

本大會は鑛山に於ける婦人の鑛內作業の即時撤廢を期す

尙、立入禁止反對に關しては、裁判所に對する決議をなし、健康保險法に對しては「保險料全額を政府資本家の負擔とすること並に法の完成」を決議し、川崎救濟問題に對しても決議する處があつた。

日本勞働組合關東合同大會

日本勞働組合同盟の中堅をなす、關東合同勞働組合の第三回大會は、七月三日午前十時から芝協調會館で開催された。出席代議員二百十餘名、左の議案を討議可決した。

一、日本の勞働組合組織に關する新提案

二、勞働立法に關する本組合の要求の件

イ、健康保險法の改正

ロ、勞働組合法の制定

ハ、生活賃銀法の制定

三、賃銀値下反對運動の件

四、關東合同組合組織及機關の改正案

五、機關紙發行の件

六、會費及加入金値上の件（組合費及加入金を各五十錢とする。）

七、犧牲者家族救濟の件

八、地方組織宣傳方針に關する件

九、消費組合運動促進に關する件

十、日本勞農黨積極的支持に關する件

有議案中の第一案は本部の提案であつて本組合の意向と方針を示すものであると思ふから左に掲載する。

日本の勞働組合組織に關する新提案

一、解放運動に於ける勞働組合の任務

勞働組合は一般無產大衆と先驅勞働者とを結合すべき大衆組織にある。それは不斷の經濟鬪爭を通じて無產大衆の生活を資本の搾取から擁護し、この鬪爭によつて大衆を訓

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

練しその階級的自覺を高めることにある。從つて勞働組合は、

一、出來得る限り大衆的の組織でなければならぬ

二、民主的集中的の組織でなければならぬ

然るに勞働組合のこの任務は、資本の攻勢、反動的勢力の擡頭の現狀に當面して二重の必要を促す。

一、勞働組合の集中統一を計ることに依つて、資本の攻勢に對する抗爭力を確保すること

二、政治的鬪爭への轉換に際して大衆的轉換を可能ならしめ、將來の發展を準備すること

二、我が國勞働組合の現狀

我が國の勞働組合は、その發達の必然性から、群小組合の分立殘存、人的關係の錯綜、加ふるに指導精神の對立に依つて、極度の紛亂を來してゐる。全國合同組合も各種組合の雜然たる合同組織たるに止り、何等産業別的若くは地域的整理を伴つてをらぬ。從つてその對立抗爭は、常に組合の攪亂を招き、却つて資本に對する抗爭力を減殺される結果を生む。これが我が勞働組合の根本的缺陷である。

三、過去及現在に於ける統一の努力と我等の方針

大正九年以來我が勞働組合の整理統一は絶えず問題となつた。大正九年の組合同盟會の計畫。大正十一年の全國總聯合の提唱はこれが具體的表れに過ぎぬ。然しそれは我が國の勞働組合及びその聯合體のあるがまゝの聯合を策することに依つて完全に失敗に歸した。(中略)

我が組合同盟はこの狀勢に鑑み、組合統一に關し、次の如き方策に依つて進むべきことを宣明せんとする。

イ―産業別大組合の完成――我が國勞働組合の統一運動を産業別大組合の完成から出發せんとする。

ロ―地域的合同の實現――産業別整理に伴つて、地域的合同の實現を期し、一地域内に於ける分立抗爭を阻止せんとする。

ハ―産業別全國組合の聯合――産業別全國組合を全國的に聯合することに依るて眞の全國總聯合を實現せんとする。

我が組合同盟は此の方針に依つて全國總聯合の機運を促進すべく努力すると共に、統一同盟工場代表者會議等に依

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る當然履做すべき過根を無視せる統一運動を排撃せんとする。

尚、本部の報告の中には各區別會員（會費全納）の月別調査表を正眞に發表し、そして、消滅した支部數を報告してゐる。これは一般の他組合にも參考となると思ふから掲げて置く。

消滅した支部數　十五支部

內譯

爭議の敗戰に依るもの　四支部

本組合を脫退せるもの　三支部

會社の壓迫によるもの　五支部

其他　三支部

關東地方評議會大會

七月十日芝協調會館で擧行された本大會は、その案內狀にもあつた如く『今年度に於ける我が關東地方評議會大會の主要なる任務は、全國大會に於て決議されたる運動方針を、具體的に、地方的に展開し、決定するにある』意議あるものと期待してゐた。處が、議案中最も注目すべき「工場代表者會議並に工場委員會に對する件」は、官權によつて撤回を命ぜられ、その他の議案についても活發な討論が行はれず、のみならず議案の說明が、殆ど半數以上も臨監官の中止を喰ひ、代表者一般の空氣をうかがうことの出來なかつたのは實に遺憾であつた。

殊に、この日の臨監警察官の不法抑壓の甚しかつたことは、大會に於ける代議員の討論を遠慮せしめて、一般傍聽者の反感を排發せしむるものがあつた。前日の日勞黨の全國勞農大會に於ける一代表者の『……有りがた連はロシヤに行け……』といふ意味のことを言つたのをさへ、どう血まよつたかそれに中止を命じた同一警察官である。この日亂暴な彈壓を加へたのは無理のないことであつたかも知れないが、『工場代表者』の言葉がありさへすれば、その何の意義であるかをも考へずに中止を命じ、又官憲の暴壓を口にすれば、ベースボールのアンパンヤよろしく、手を前方につき出して悉く中止を命じてしまつた。

かくて、十六議案は殆ど說明ぬき、討論ぬきで一瀉千里

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で可決された。

議　案

一、規約改正
二、賃銀値下、時間延長反對に對する件
三、解雇反對、失業反對に關する件
四、健康保險に關する件
五、官僚的就業規則反對に關する件
六、協調的勞働協約反對に關する件
七、臨時雇傭制度反對に關する件
八、反動的御用團體排撃の件
九、工場法の徹底的改正に關する件
十、最低賃銀獲得に關する件
十一、ブラツクリストに依る就業妨碍徹廢の件
十二、總聯合運動に關する件
十三、暴壓及暴壓法反對に關する件
十四、對東京市勞働者要求に關する件
十五、婦人同盟支持に關する件
十六、十月一日全國一齊に行はれる「勞働調査」對策の件

尙、本大會に於ける最も重用であつたと思はれる左の第十二議案は、前項日本勞働組合關東合同同盟の、「日本の勞働組合組織に關する新提案」と比較して最も興味あるものである。

勞働組合總聯合運動に關する件

一、『勞働組合の總聯合は、政治上の意見の一致に求むべきに非ずして、勞働階級の日常經濟闘爭の共同戰線體でなければならない。』今や日本の資本の狀勢は、無產階級運動の發展段階は、かく勞働組合總聯合の意義を正確に規定し、その實現、必要と可能とを示してゐる。

二、即ち國家資本主義トラストへの結成の過程を急ぎつゝある日本の資本主義は、所謂產業合理化の必然の所產として、勞働者に對する攻勢を强め、賃銀の低下、失業者の增大は日に猛烈を加へ、そこに彼等の最後の『安定』を築き上ぐ可く獨裁的支配を振ひつゝある。

かくて勞働者の全線に亘る反抗は燃え上り、之に對するブルジョアーの暴壓との衝突は、組合戰線統一の必要を

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

告げ、今や左翼のスローガンたる「全同勞働組合總聯妨」は意識的中間派、右翼幹部の積極的合害を排して、組織勞働者大衆の決意要望となつて現はれて來た。日本勞働組合同盟全國大會に、大衆はその決意を表明した。最近工場代表者會議に於ける勞働者大衆の熱意は、之を明白に物語つて居る。

三、評議會全國大會は已に、此の狀勢に應じて我等の持つべき總聯合を正しく規定してゐる。(スローガン、組織機關、農民運動との關係、國際戰線への發展に亘つて)此の規定に從つて關東地方大會は、總聯合運動の結成に積極的に進まんことを決議する。但しそれは『勞働者階級の共同戰線體』たるが故に、飽迄鬪爭の過程を外にしては實現し能はざるものであることは明らかである。故に實行方法の根本は、勞働階級を日常鬪爭の共同戰線への動員である。此の鬪爭のみが如何なるブルジョアーの壓迫、右翼、中間派首領の妨害をも排して總聯合を實現するものなることは言ふまでもない。各モメントの最も意識化せる關東地方に於ける運動は、特に此點の強調を要求する。

檢閲制度改正期成同盟成立

最近の頻々たる發賣禁止、上演禁止に對して、出版の自由、上演の自由を擁護し、檢閲制度を徹底的に改革するために、勞農黨の提唱によつて、出版關係者、雜誌社、著作家、文藝家、劇場關係者、美術家並びに各無產者團體によつて、檢閲制度改正期成同盟準備委員會を作りて準備を進めると共に、一方未加盟團體其他に加盟を求めつゝあつた檢閲制度改政期成同盟準備會は、愈々機熟して、七月十二日牛込神樂坂倶樂部に於て、發會式を擧行した。

綱領

吾等は、出版、上演、上映の自由獲得の爲め、左の事項の實現を期す。

一、出版法、新聞紙法、興行法、興行取締規則の改正。

一、檢閲機關への民間代表の參加

一、不當處分に對する簡易敏速なる救濟法の實現。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、內檢閲制度の復活
一、削除或ひは禁止の場合に於ける理由の公表。

創立總會宣言

最近に於ける發賣禁止、上映上演禁止、出版法違犯の名による不當なる處分、美術品の不法なる徹回等の頻發は、明かに吾國の出版法、新聞紙法、興行法、興行取締規則等が、既に現在の社會狀勢に照して極端に反動的となり、然も現政友會內閣の專制的政策並びにその適用が、檢閲制度の不備を利用して、吾等の自由を完全に蹂躙せんとすることを示すものである。

吾等は、吾等の自由の擁護獲得の爲に、出版の自由、上映上演の自由を要求し、更に當該法規の改革に止まらず、檢閲制度そのもの徹底的改革に向かつて戰はんとするものである。

かくて吾等著作家、文藝家、劇場人、映畫關係者、美術家、雜誌社、新聞社、出版業者等は、玆に大同團結して總ゆる壓迫と戰ひつゝ、吾等の目的の貫徹に向つて努力することを玆に宣言する。

一九二七年七月十二日

これまでの主なる加盟者は、文藝家協會、勞農藝術家聯盟、日本プロレタリア藝術聯盟、借家人社、築地小劇場、日本漫畫家聯盟、勞働農民新聞、政治批判社、同人社、文藝春秋社、同人雜誌聯盟、改造社、無産者新聞、勞働新聞、土地と自由、農民運動、インターナショナル、南宋書院、マルクス書房、希望閣、勞働者社、大衆社等並びに個人として小山內薫、藤森成吉等の諸士である。

尙、假事務所を芝區今入町一五、和合俱樂部、勞働農民黨本部內に置き、團體並に個人の加入を歡迎してゐる。因に會費は年額團體三圓個人五十錢である。

（以上は八月號に揭載すべきであつたが、編輯の都合により今月號に廻したものである。）

又もや解散を命ぜられた
市電自治會大會

去る五月七日、左右兩翼の抗爭から大會中止のやむなき

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

に至つた東京市電自治會本年度大會は、やつとのことで八月四日午後二時から、本所公會堂に於て開催された。出席代議員三百八十五名、開會前からたゞならぬ空氣がたゞよつて、何事かの出來を豫期した傍聽者は、文字通りの滿場立錐の有樣であつた。

先づ、議長吉田廉氏の混亂防止のための悲痛な開會の辭があり、濱田藤次郎氏の經過報告の後、一般質問に入るや、早くも議場は險惡な空氣が漲つた。車庫部久保氏の切つた火蓋は前大會混亂の責任者小澤氏の謝罪問題、佐々木早稻田支部長の除名問題を繰り返して、右翼の馬場、石毛、左翼の秋和、島上、小林諸氏の間に痛烈な應酬があり、質問打切りの動議が採決されたが、更らに馬場氏から新宿支部員歐打事件に關し、秋和支部長と被害者との對決訊問を望むや、警備員と代議員との口論となり、議場は總立ちとなつて收拾する能はざる狀態に陷つたので、三時半一旦休憩、再會後直に質問を打切り、宣言の審議となつたが、右翼馬場、平塚諸氏の論難に對し、秋和、島上、篠田氏等の左翼代議員の原案讃成を主張し、代議員、警備員、傍聽者皆兩派に分れて猛り立つ内、突如議場の一隅では左右兩翼の警備員間で大亂鬪が起り、一警備委員は傷を負はされ鮮血したゝるまく附近の醫院にかつぎ込まる騷ぎに再び休憩、こゝで左右兩派の幹部がそれ〳〵協議の後七時再會、左翼は右の宣言の保留を主張したが多數によつて可決された。

次いで、規約改正案に移つて馬場氏の質問から議場は漸次險惡を來し、高橋幸德代議員の、本部に於ける會計を曖昧にするは、本部員の或る者が自治會以外の議會解散請願運動の如きに資金を流用してゐるからと、彈劾的質問から左翼の代議員は總立となつて高橋代議員を面罵し、双方氣色ばむや、臨檢の官憲によつて勞働組合大會としては殆ど例なき解散を命ぜられた。

大會の解散によつて遂に重大な危機をはらんだ自治會は左翼を中心とする本部派と、右翼の指導する反本部派との露骨な對立抗爭が、既に事實上の分裂となつて、一萬五千の大自治會は大動搖を來たし、秋和松五郎氏告訴事件まで起り、右翼は神田美土代町に事務所を設け、十八日には自治會現實同盟の開會を擧行して公然と本部と對立し、これ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に對して本部派は自治會擁護同盟を組織して相爭ふに至つてゐる。

府縣會の改選を前に

無産黨立候補狀況

各無産政黨では、直前に迫つた地方議會の總改選を前に、いづれも立黨以來初めての全國的政戰に、中央本部、地方支部とも、異常な緊張をもつて選擧對策を練り、立候補者を選定し、實際運動に取りかゝり、八月二十日までに決定した各地の立候補收況は左の通りで、人選決定した候補者數は、

勞農黨　三一
日勞黨　二一
民衆黨　二一
農民黨　三一

計百四十九人名にして、立候補豫定者數三百七十五名に對し、尚ほ遙に小數である。(括孤內郡市名)

茨城縣

○日勞黨　(北相馬) 茂呂磯吉 (多賀) 飛田辰五郎、外に二名選考中
○農民黨　(西茨木) 北山亥四三 (東茨城) 立林宮太郎

栃木縣

○日勞黨　(河內) 大屋政夫 (上都賀) 石山寅吉、外に足利郡から一名
○農民黨　(足利) 成瀨重吉 (安蘇) 正田熊太郎

群馬縣

○日勞黨　(前橋市) 堀川秀雄 (佐波) 菊池重作 (新田) 須永好、外に勢多郡から一名
○民衆黨　高崎市、多野、山田二群から各一名
農民黨　(群馬) 大澤忠七 (北甘樂) 畑桃作 (山田) 阪本利鄕、外に高崎市、邑樂、勢多の諸縣から各一名

靑森縣

○日勞黨　(三戶) 北村金四郎
○民衆黨　(靑森市) 梅村一 (上北) 太田常利
○農民黨　(上北) 浪岡貞二郎 (下北) 北村德藏、外に北郡の月舘彥太郎は未定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

○民衆黨（此花區）塚本重藏（東成）後藤甚六、外に西淀川、北、港、西區各一名

兵庫縣

○勞農黨（神戸市）奥田宇太郎（淡路）長尾有、外五名
○日勞黨（加古）行政長藏（印南）尾崎清吉、外に尼ケ崎市、明石市、武庫、明石、川邊、三原諸郡各一名
○民衆黨（神戸市）伊藤順造、田中猶捌、他田遊龜、外に尼ケ崎市川邊、武庫兩郡から各一名、海員組合米窪滿亮武庫郡から出馬するかも知れぬ

奈良縣

○勞農黨（北葛城）辻本菊次郎、古山新治郎（生駒）城野平四郎（南葛城）坂本清一郎（宇智）長田朝光（高市）藤田清誠（山邊）駒井喜久松（磯城）熨斗庄治（添上）松本米藏
○日勞黨　一名

和歌山縣

○日勞黨　海草、那賀、伊都諸郡各一名
○民衆黨　和歌山市一名

鳥取縣

○勞農黨（西伯）松本積善、渡邊某（東伯）大平某
○日勞黨　東伯、西伯郡各一名

岡山縣

○勞農黨（邑久）家野猛之（上道）三木靜次郎（吉備）長門博（小田）麻田哲雄、外に和氣、赤磐、兒島、淺口、苫田諸郡、岡山市各一名
○民衆黨　淺口郡一名
○農民黨　久米、眞庭、和氣各郡一名

廣島縣

○民衆黨（廣島市）角順輔（御調）高戸喜惣治

山口縣

○勞農黨（大島）奥田乙次郎

香川縣

○民衆黨（高松市）濱田專一
○農民黨（綾歌）鎌田零丁（香川）平木辛助

愛媛縣

○日勞黨（北宇利）伊谷政吉

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

○勞農黨　（南條）內藤彌兵衛（丹生）永宮源四郎
○民衆黨　大野郡一名

長野縣

○勞農黨　（埴科）鹽入豐治（下伊那）久保田勇一（諏訪）飯田實治又は土橋安治
○民衆黨　（上高井）本藤恒松（上伊那）野溝勝、外に諏訪、北佐久郡各一名

山梨縣

○農民黨　（北巨摩）保坂富三郎（東山梨）古屋均策（中巨摩）飯沼農太郎、野田彥吉、臼井次郎の中二名、外に東八代、南巨摩各一名

岐阜縣

○農民黨　岐阜市、稻葉、揖斐郡各一名

靜岡縣

○勞農黨　（靜岡市）大橋幸一、增田萬一郎、松田辰雄の三名（富士）荒木勇、外に志太、濱名郡各一名

愛知縣

○勞農黨　（名古屋市）小澤健一、山崎常吉、葛谷光吉
○農民黨　（東春日井）原廣吉

三重縣

○勞農黨　（宇治山田市）藤井眞次郎（一志）岡田留吉（多氣）新田彥三（度會）山田清之助（三重）服部勇（飯南）長谷川文三郎

滋賀縣

○民衆黨　（大津市）梅澤治作、外に蒲生郡一名

京都府

○勞農黨　（京都市）神田兵三、奧村甚之助、菱野貞次（葛野）森英吉（南桑田）小田美奇穗（乙訓）小野治三吉（紀伊）堀芳次郎（久世）坂本兵藏（綴喜）牛谷玉三（相樂）花田喜一
○民衆黨　（京都市）山口義一郎、上田蟻　、吉川未次郎

大坂府

○勞農黨　岸野重春、井上勝、德田英二、下中伊之助、太田博、吉田茂、仁科雄一、外一名
○日勞黨　（北河內）八代智藏（三島）吉田八十一（東淀川區）末中勘三郎、外に北區一名

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

岩手縣

○勞農黨（氣仙）菊池郁次郎（上閉伊）石橋虎之助（和賀）小舘長右衛門（岩手）機田忠夫（盛岡市）森田政治郎、外に稗貫郡から一名

○民衆黨 盛岡市、上閉伊、岩手二郡から各一名

秋田縣

○勞農黨（秋田市）水平三治（北秋田）九島與三郎（雄勝）入江五郎（南秋田）畠山松次郎（由利）佐々木文一外に平鹿、山本、鹿角諸郡から各一名

○日勞黨（鹿角）米澤岩吉。外に泉北郡一名

○民衆黨（山本）島田豐三郎

山形縣

○日勞黨（飽海）牧長治、外に東田川、西田川郡から各一名

○農民黨（飽海）庄司柳藏

宮城縣

○勞農黨（宮城）石川長治

○日勞黨 仙臺市一名

○民衆黨（仙臺市）木村智丈 （遠田）師蓑三（柴田）庄司一郎

福島縣

○勞農黨（石城） 吉宗吉宗

○日勞黨 石城、郡山市各一名

○農民黨（田村）大内春三、外一名

新潟縣

○勞農黨 六名選考中

○日勞黨（三島）岩内隆平、外に蒲原一名

○農民黨 北蒲原、南蒲原、西蒲原、岩船その他から須貝綱太郎、市岡伊一郎等六名で場合により須貝快天も立つ

富山縣

○民衆黨（中新川）酒井良雄

○農民黨（東礪波）荻原正清

石川縣

○民衆黨 鹿島郡一名

○農民黨 石田、何北兩郡より各一名

福井縣

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

徳島縣

○民衆黨　徳島市一名

高知縣

○日勞黨　高知市及郡部で二名

○民衆黨　高知市一名

福岡縣

○勞農黨（福岡市）福島茂（筑紫）齋田甚四郎（早良）石橋新藏（糸島）梅津次吉（朝倉）八尋八十右內（山門）中尾新一（戶畑市）篠崎某（三井）赤坂利吉（久留米市）野田彌八（大牟田市）松崎源內（嘉穗）原某

○民衆黨　福岡、小倉兩市各一名

○農民黨（筑紫）高崎正戶（朝倉）德永龍次郎（糸島）波多江伊之吉（嘉穗）奧野廣吉（宗像）阿部乙吉（浮羽）古賀辨吾（粕屋）安武長兵衛（早良）桃崎勇雄（京都）有永靈城（田川）林田直平、外に三井郡一名

長崎縣

○日勞黨（長崎市）伊藤岳四部（西彼杵）今村等、外に北高來郡一名

熊本縣

○民衆黨　熊本市一名

愚問裏問に對する辯

「マルクス主義」八月號に濱田徹造君、和田敏三君と云ふ連中が、僕の大衆七月號所載論文（右翼の勞働組合戰術の基調）中の『階級鬪爭を一時的に緩和し得た』と書いたのに食つてかゝつた、これは確かに不穩當な言葉である。けれど注意深い讀者は右記論文の二十八頁以下、八月號を通じて、それとは違つた意味を感知せられたであらう。それと共に『緩和し得た』と云ふ言葉が字句の誤用であつたと云ふことも氣付かれたことゝ思ふ。勿論低腦なマルクス主義の諸君から指摘されるまでもなく、本誌八月號で自から卒直に訂正して置いた。ところで右の兩君が僕を論駁する點は、この不用意な字句の誤用箇所だけであつて、その箇所以外では何の口だしようもないらしい。若し何んとか文句を言はうとすれば、濱田君のように無知を標榜する、まことにエタイの知れない『兩面』觀を擔ぎ出したり、潜越にも『設問する』と云つて、極左的立場から春の金融恐慌の影響を、まるで見てはゐられないほど哀れにもくど〳〵と書き並べる結果に陷ゐる。

濱田君よ！　君の言ふ『我々の見解を要約しやう』と云ふのは未だ早や過ぎる、あんた「見解」の「要約」は君等の理論的沒落を早めるのみだ。尙ほ、いま一考して――僕の書いたもの、又は其他の大衆同人の意見をよく翫味して、それを基礎に、參考として――讀めるものを書き給へ。そしてトンチンカンでない、また他人の見解を自分勝手に僞造しないで、惑違ひしないで、ようく落ち着いて、出來るだけマルクス主義に近いものを書く可く努力することだ。このことは和田君にも其の儘に適言するところである。兎も角、君等が最近、その非なることを悔悟して『理論の修正を行ふ必要がある』と云つてゐることを、直ちに實行することだ。そうして間違つてゐても眞面目な見解を僕に對して示す日、僕は誠意を以つて其の非階級性と階級性を明示するであらふ。（八・二〇中澤篤）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ブハリン監修
ヘルドニロフ
スウエトロフ 共著
山川均氏譯

政治教育講話

資本主義の相對的安定は益々深酷に階級對立を尖鋭化しつゝある。此の時期に當つて吾々の一つの重要な任務は、絶えず無産大衆を××的に教育することであり、プロレタアートの歴史的地位を明かにし、その歴史的使命を意識せしむるにある。現代に於いては既にこの種の努力は至る所に於いてなされて居り、この試みの爲めに書かれた書物も決して少くない。そして私がこゝに紹介する『政治教育講話』はこの意味に於いて甚だ注目す可き書物であらう。勿論本書がソヴィエット共和國に於いて書かれたのは吾國の如き情勢の下に於いてではない。しかしそれにも拘らずこれは吾國の現時に於いて甚だ意味多いものである。著者はその序文に於いて曰ふ、『本書は……自分の政治教育を系統的にやらうと志す、階級意識に覺めた勞働者就中勞働階級の青年の助けとなることを目的としたものである』と。

本書は『政治教育講話』の第一卷をなすものであつて全七章からなつて居る。本書が主眼とする所は、資本主義經濟組織、特に帝國主義に迄發達して居る現代經濟組織の一般的運動法則を平易に説明して、その歴史的地位を明確ならしめ、××的階級たる無產階級の一般的任務を極めて解り易く會得さす點にある。

今少し本書の内容を見るに、著者は先づ第一章に於いて『經濟學の根本概念』を與へ、資本主義經濟組織の持つ一般的基礎が先づ論ぜられて居る。『經濟學とは資本主義社會の經濟生活の法則を研究し説明する科學である。それは資本家的生產と資本家的交換と言ふ根底に生ずる人間相互の關係を明かにする。』著者は斯く冒頭して經濟學の歴史性を主

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

張して、資本主義經濟組織の特殊性を說明するものは、資本主義社會の持つ特殊性であつて、凡ての經濟生活を貫く普遍性でないことを一言斷つて居る。しからばその特質とは何であるか。曰く(一)生產の商品的性質(二)生產手段が小數資本家群の手に集積せられて私有物であること(三)賃銀勞働。之等の三者は勿論有機的に結合して居るもので辯證法的關係にある。商品生產とは、一定の生產力の發展段階に於いて、私有財產と社會的分業とを基礎として起つた社會の新陳代謝の一形能であるが、之が一定の發展段階に於いて單純なる商品生產より資本家的商品生產に變質するそれは商品交換の內在的發展に外ならぬ。故に資本主義經濟組織は商品生產を基礎とするが故に、飽く迄商品生產の基本條件によつて——價値法則等——制約されながら一部之を否定する結果となる。資本の小數人の手への集積と賃勞働の發生とは正に之をあらはすものであつて、それは私有財產の否定を意味し勞働の社會化を意味する。そしてこれらの條件は合して餘剩價値及び資本と言ふ資本主義經濟組織に特有の顯著な社會現象を構成する。勞働力が商品として賣られる結果、資本家は勞働力の價値と勞働力の使用價値との差異より餘剩價値を導くのであるが、是處に於いて單純な生產手段と道具、または貨幣は賃勞働を使つて不勞所得を獲得することが出來、ここに資本と言ふ新しい現象が生ずる。『資本の特徵は生きた勞働が蓄積された勞働にその交換價値を保持し、擴大なる手段となつて奉仕することである。』地代、利子、利潤等は夫々形態を異にする土地貨幣、工業資本等の所有者に分配せられるこの餘剩價値の別名にすぎない。

　次に著者は第二章及び第三章に於いて資本主義經濟組織そのものの發展を研究する。そしてこの發展の傾向を決定する基本條件は要するに(一)プロレタリアの勞働力搾取と(二)無政府狀態との辯證法的發展に歸する。一方にそれは生產の集積、機械生產の發達、その結果たる資本の集積と集中、社會に於ける個人間、集團間の鬪爭の激化を伴ひ他方資本家と資本主義とに對する勞働階級の、絕えず增大し激烈を加へ行く鬪爭の基礎となる。それは資本主義をその內部より崩壞せしむる根本的矛盾を含むものである。大規模

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

機械生産の發達はそれ自身資本の不變資本部分の相對的増大を意味するから、機械制生産の發達は相對的過剩人口を必然的に件ふ。それは勞働を單純化して幼年勞働婦人勞働を可能とし熟練勞働を驅逐することになつて常に産業豫備軍、失業の源泉となる。そし資本の集中と集積、並びに資本の増大と資本家數の減少の結果、プロレタリアの軍勢はその數を増大し、他方プロレタリア大衆の、大きな資本家的企業と大きな工業中心地とへの集積が行はれる。これは勞働大衆の結合と組織と×××資本主義との鬪爭を强める。而も斯樣な急激な生産力の發達には市場の發達が伴はぬからここに恐慌となつてその矛盾があらはれる。そしてそれは資本主義生産方法そのものを爆破しない限り決して解決され得ないから勢ひ週期的となり益々擴大再生産せられてゆく。資本主義は一方新しい市場の獲得、勞働者の搾取の増大、技術の改善により價格を引き下げ、他方生産をうんと縮少し、多量の生産物と生産力とを犧牲にすることにより恐慌を切り抜けようとする。恐慌の場合には資本家制度の內的矛盾は集中されて最大の緊張に達する。商品が驚く可き豐富な中に極度の缺乏と破壞が起り、資本家間に激烈な鬪爭が行はれ、弱小企業家は沒落し失業の増加と、勞働條件と勞働階級の生活とが惡化する結果として資本と勞働との鬪爭は激烈を加へ、プロレタリアートを益々××化してゆく。

著者は近代期に於ける資本主義の發達の特性を、(一)資本家及び資本家的企業の有ゆる種類の結合が廣い範圍に亘つて發達したこと。(二)銀行資本と銀行の設割りとの増大(三)外國市場と、原料の泉源と、世界的優越に對する鬪爭が激烈となつたこと、等に見る。資本家及資本家企業の結合は、結合による資本の有利な使用及び購買力、競爭者に對する鬪爭、並びに勞働者に對する統一的鬪爭にその基礎を有する。この獨占は競爭を排除し、生産力の沈滞停止の狀態を現はし、株式會社及トラストの普及は『配當利得者』なる世紀末ブルジョア階級を作り出し、ブルジョア階級の無用性を曝露する。しかし獨占は資本主義に固有な競爭と無政府狀態とを根本的に除去するものではない。それは單にその鬪爭をより高い級階に導いたにすぎず、資本主義の世

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

界と最も大きな現今の資本家的獨占事業とは、未だ會て見ぬ激烈な鬪爭を現出して居る。それも經濟上の手段のみの鬪爭でなくて、資本家や資本主義國家の集團間の公然たる武力の鬪爭である。しかし斯樣に激烈した工業上の資本家的工業もその設立と發展の爲めに、尨大な資本を持たねばならぬ。ここに於いて銀行資本の發達とその役割の增大を來す。銀行資本とその統一とは工業上の集積が行はれた結果であり、工業上の集積を助ける武器である。かくて生じた金融資本とは、少數の最も大きな獨占的な銀行の手にある銀行資本であつて、それはトラスト、シンジケート、カルテル及び近代的大會社の形を執つた工業資本家の獨占的同盟の資本と接合したものである。金融資本の發達につれて、資本家的國家は重工業を中心として一國となつた資本家のいよいよ益々緊密に編まれた經濟單位にまで變形する。金融資本は帝國主義段階に至つてその最高の段階に達する帝國主義とは、之を簡單に定義すれば、その發達の最後の段階に立つて居る獨占資本主義であつて、この段階に達すると資本家的獨占と結合した金融資本の寡頭政治が實現され資本の輸出が何より重要な意義を持ち、國際的トラストの間に世界の分割が始まり、地球のあらゆる地方が最大の資本主義列國の間に完全に分割せられて了つて居るのである。その政策は金融資本が商品を賣る市場の爲め、原料と燃料との資源のため、他國に於ける最も有利な投資のため、又それらの國々に於いて安い勞働力を手に入れる爲めに鬪爭の中に行ふ征服ないしは奪取の政策であつて、金融資本家の小さなグループが完全に支配する世界帝國を形成しようとするのである。

次に著者は第四章に於いて帝國主義時代の競爭の形態たる帝國主義戰爭を考察し、世界戰爭が何を齎し、何を解決したかを見る。そして著者は之に解答を與へて、帝國主義戰爭は何物をも解決しなかつたこと、それは世界經濟を極度に破壞してその沒落の過程を早め、世界××に非ずんば之を救ふ道のないことを雄辯に示したことを述べて居る。著者は曰ふ、『世界戰爭は各國の上に一樣の結果は齎さなかつた。しかし或る資本主義國が危機又は好轉の如何なる段階にあらうともこれらの危機又は、好轉は統一された全體

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

として、壊滅の道程をたどつて居る資本主義の範圍内で起つたものであることも忘れてはならぬ。』と戰後の恐慌は、生產不足の國々に於ける生產手段の不足に充く恐慌（それは內地購買力の減退により更に激化されて居る）之等の國の購買力の不足の結果として生產裝置を破壊されなかつた國に於ける生產過多の恐慌、殖民地諸國に於ける農業上工業上の長期の恐慌、となつてあらはれる。之等は相合して世界資本主義に於ける生產の一般的な衰退を慢性的なものとする狀態に導き、之を根本的に解決することは絕對に不可能である。

ブルジョアーは之を解決するために勞働時間の延長、賃銀引き下げ、勞働の强度の增加（合理化）等によつてこの危機を切ぬけようとする。『しかし幾百萬の失業者があり、恐慌は主として市場に販路を見出し得ぬといふ形をとつてあらはれた時に斯樣な政策をとることは恐慌を激しく、資本主義國家相互の間の鬪爭を激化し、階級鬪爭を益增大せしむるものにすぎぬ。斯くて世界資本主義の戰後の社會的特徵は愈々甚しい矛盾の發展——それは世界資本主義を沒落に導かずばやまぬ——殊に愈々增大した階級鬪爭（ソヴィエット共產主義國を考へよ）を齎したことである。（本書は資本主義の危機の中に書かれたものである）

次に著者は資本主義經濟組織が歷史上に於いて占める地位を考察し、その特殊性を明かにする。

『今日迄の社會の歷史は階級鬪爭の歷史である。』原始共產體——それは生產力の最も低い社會の狀態で從つて被壓迫階級を持ち得なかつた——の崩壞と共に、社會は必然的に私有財產に立脚した生產組織を持ち、階級鬪爭により『より』高い生產力の發展形態へと步揚されて來た。『生產關係、卽ち勞働過程に於ける人間同士の關係は社會的生產方法の變化に應じて變化する。』粗笨的農業技術を基礎として奴隸制度が起り、分化せられない勞働行程に於いて手工導具を基礎とした手の勞働を基礎とした封建制度が起り、農工業に於ける機械生產方法の發達で廣大な技術的分業、蒸氣電氣の利用、運輸交通の驚く可き改良と發達とを基礎として資本主義生產方法が起つた。されば奴隸制度の下に於ける階級鬪爭は奴隸制度の廢止、奴隸の半自由民への解放を伴

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ひ封建制度の下に於ける階級闘爭は商工階級(及び農民)の經濟的自由、技術に對する制限の徹廢を伴ひ、兩者共に私有財産制度間のより高き發展を意したのである。しかし資本主義社會に於ける階級闘爭は資本主義經濟組織の根本的變革を意味する。何故なら資本主義社會の階級闘爭は、私有財産制度と生産(勞働)の社會化との矛盾であるから。されば資本主義社會の階級闘爭は組織的に、大衆を包含して行はれなければならず、高度の階級意識を有することによつて他の階級闘爭と區別せられる。資本主義社會の階級闘爭は、その經濟組織の根本變革を、勞働階級と貧農階級とが××××組織された彼等の前衛――××××無産階級の最も意識的な部分――を通じて××を獲得する結果として實現するのである。

然らば未來の社會の特徴は如何。(一)社會による生産手段の所有。(二)社會による生産勞働の大規模の編成。(三)勞働選擇の自由と個性の發揮。(四)勞働生産物の社會への歸屬、等が之に數へられる。從て無階級、無國家、並びに商品交換の缺除が當然考へられる。しかし之に至るにはプロレタリアートの組織と殘存ブルジョアジーに對するプロレタリア國家の强制が絶對に必要であり、過渡期に於けるプロレタリア國家及び過渡的經濟政策が重要な意味をもつ何故なら前述の未來社會は世界××の完成と××の失費の回復並びに大規模經濟組織による高度の生産力の發達、最後に人類のブルジョア制度よりの心理的解放を要するから。

最後の章は國家と××の理論である。著者はこの章に於いて國家が××的支配の一機關たること、支配階級の他階級抑壓の手段にすぎぬことを明かにし、この××を根底より××することなしには眞の社會の變革は行はれ得ないことを指摘し、ブルジョアデモクラシーに對する無産階級の態度を明かにして居る。

以上によつて極めて大體ながら了解せられる樣に、本書は資本主義經濟組織の一般的運動方法、殊に無産階級の歴史的地位を極めて理論的に、しかも平易に說明したマルクシズムの敎科書である。それは平易であるが決して非理論的ではなく、理論的に立派な價値を持つものであらう。そして本書に於いて立派なマルクス主義が平易に大衆の前に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

呈供せられたことは何と言つても吾々にとつて幸福なことでなければならぬ。この意味に於いてこの書は無産大衆にとつて特に價値多いものであらう。吾々は更に第二卷第三卷に於いて進んで勞働運動の問題、殊にその組織と戰術の問題が展開せられんことを希望して居る。

譯文は極めて平明、本書の趣旨に副ふものであらう。ただいつもながら可なりの伏字と削除を余議なくせられたことは已むを得ないとは言ひながら甚だ遺憾なことである。

（白揚社發行　價二圓二〇錢）

（M・N）

マルクス・エンゲルス傳　リヤザノフ著

青野季吉氏 石澤新二氏 譯　南宋書院　一・五〇

マルクス及びエンゲルスの傳記として出されたものは從來多數あつた。その中でもメーリングやカウツキーのものは傑出したものであつてマルクス及びエンゲルスを知らんとするものは必ずやひもどく書物であつた。

然るにここにマルクス文献學の泰斗として知らるるわがリヤザノフ翁が新たに筆をおこしてマルクス及びエンゲルスの傳記を物したのには自ら何等かの意義がなければならない。勿論本書出版の直接的動機といふべきはリヤザノフ翁がモスクワ社會主義大學においてマルクス及びエンゲル人の歷史ではなくて、マルクス、エンゲルスをめぐる時代の生涯並に事業についての講座を受持つたことに存する。では本書の他幾多の傳記と異つた特色といふものは何かそれは一言にしていへば、マルクスエンゲルスが自ら發展し、採用した科學的方法によつて書かれたることである。

從つてかれらの時代の歷史的背景並びにかれらに及ぼしたところの影響の檢討から出發して、先づイギリスにおける産業革命とフランスにおける大革命とからときおこし、ドイツにおける初期の革命運動、科學的社會主義と哲學との關係、共産主義同盟の歷史、一八四八年のドイツ革命、ラサーレ及びバクーニンとの觀念鬪爭、第一インタナショナルの創立とそれに關するマルクスの役割、パリコンミューン、マルクスの文献的遺産の編輯者としてのエンゲルス、第二インタナショナルにおけるエンゲルスの役割等前後九章にわたつて詳細に記述されてゐる。流石は世界隨一マルクス文献學者の書いたものだけあつてその記述の綿密正確なるは他に類を見ない。しかも上述の如くマルクス、エンゲルスの科學的方法によつて述べられてゐるが故に單なる個人の歷史であり、マルクス、エンゲルスをめぐる哲學の歷史であり、マルクス、エンゲルスをめぐる運動の歷史である。

わが無産者運動がやうやくマルクス主義によつて指導されるにいたつた今日、本書は更にこの指導原理としてのマルタス主義を深め且つ强めるに役立つであらう。無産者運動に精進するものの必ず讀むべき本の一である。譯文亦明快。

（S・H生）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（四七頁より續く）

乙、國の地方行政區劃としての府縣

府縣が官治行政（國家が自己の撰任する機關を以て行ふ行政）の區劃をなすことは、中央政府の官僚的專制支配力と府縣とを結び付ける最强の絆である。知事は、前述の如く自治體としての府縣の機關たる任務を有すると共に、府縣の長官として國の官廳でもある。

斯る官僚知事が如何なる權限を有つか、（地方官々制、大正一五、勅令一四七）

1、部内に於ける一般行政の管理、

その內重要なるものは、議員選擧の執行、敎育、社會及宗敎、土木、賑恤救濟、警察、衞生、工場法施行、工業勞働者最低年齡法施行、農工商水產等產業の保護、小作爭議及勞働爭議の調停、徵兵徵發其他の軍政事務等。

2、府縣令の發布。

イ、知事は部內の行政事務に付き管內一般又は其一部に府縣令を發することができる。

ロ、府縣會には罰則を附し得る。

その程度は、五十圓以內の罰金拘留若くは科料。

ハ、現行惡府縣令の例。

惡府縣令は、齊しく地方に於ける農民運動、勞働運動其他一般無產者運動に向つての彈壓の役目を務めるものである。各府縣の惡府縣令の內容を見るに大凡左の如し。

1、同盟休校の勸誘又は決議（を罰するもの）。（以下、括弧內を省く）。

2、租稅公課滯納の勸誘又は決議。

3、組合其他の團體加入の勸誘脫退の拒止

4、大地引上返還を强要したるもの

5、土地引上要求に應ぜざるもの

6、土地賣買交換貸借及び周旋の妨害

7、紛議に關し鐘鼓喇叭を鳴らしたるもの

8、夜間十二時後門戶につき面會を求めたるもの

9、故なく業務に干涉したるもの

10、紛議に關與し又は煽動したるもの

11、冠婚葬祭其他の交際を絕ちたるもの

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

12、紛議に關し多數連行して交渉又は煽動

13、誘惑煽動して公安を害する運動をなし又はなさしめたるもの

14、兒童又は婦女を煽動利用したるもの

15、鬪爭其他不正の目的を以て兇器携帶

16、發行手續を了せざる新聞、雜誌其他出版物の購讀又は廣告を求めたるもの

等。

3、出兵請求權。

警察官吏の應援を求むる權利。

イ、出兵請求權。

その場各ー非常急變に際し兵力を要し又は警護の爲め兵備を要するとき。

師團長は右の請求を正當の 理由 なくして 拒否し得ず。

ロ、警察官の應援を求むる權利。

その場合ー災害警防又は取締上必要ある場合。

應援のため他府縣より派遣せられたる警察官吏は知事の命令下に服す。

知事のかゝる權限が、如何なる場合に活用せられかか、ことにそれと無産階級運動の關係、については玆に記す迄もなく生々しい過去の歴史がある。

勞農黨の政策が。

道長官、府縣知事の出兵請求權の廢止、

道府縣令制度の廢止

現行惡道府縣令の廢止

を敢然と掲げることは極めて痛切な要求である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

編輯後記

△われ等の最初の選擧戰　地方議會議員の總改選は、愈々あと三週間に迫つて來た。戰は正に白兵戰にはいつてゐる。これはわが無産政黨が、その實力を世界に示す最初の機會である。そして、それはまた、來春の衆議院議總改選の前哨戰である。奮へ！無産政黨、われ等の威力を、支配階級の前に、ブルジョア政黨の前に示せ！　そして彼等の膽を寒からしめよ。

△「大衆」は、九月號を擧げて府縣會選擧戰號とした。これは、この選擧が、わが無産階級にとつて、極めて重大な意義をもつものであると考へたからである。

△今わが國には　自ら無産政黨となのる政黨が、全國的組織をもつものだけでも勞農、日勞、社民、農民の四つがある。卷頭成瀨氏の論文は、その綱領を通して各政黨の性質を解剖し、よつて何れの黨が眞に無産大衆を代表するものであるかを明確にしてゐる。その他齊藤氏の論文、談話、資料皆讀者の熟讀を希望する價値があることを信ずる。

△特に、勞農黨の府縣議戰「一般政策」の調査資料は、最初主なる政策全部にわたる積りであつたが、筆者の旅行やその他の止むを得ざる事故のために、これを果すことの出來なかつたことは遺憾であつた。それでも、これだけを掲載することとの出來たのは、讀者の諒とせられることを信ずる。

△從つて、關木の梅津君、婦人同盟の伊津野氏、日農の木下君及びその他諸氏の寄稿全部を割愛しなければならなかつたことを、寄稿家並に讀者に深くお詫びいたします。

倚、「資本主義安定の諸問題」を一回休みました、（まさいち）

定價
○壹部參拾錢（送料壹錢）
○半年壹圓七拾錢（稅共）
○一ケ年參圓參拾錢（稅共）

廣告料
○一等八拾圓
○二等五拾圓
○三等參拾圓
（但し、半頁はお斷り）

昭和二年八月二十八日印刷
昭和二年九月一日發行

編輯發行兼印刷人　黑田壽男
東京市芝區濱松町一ノ一五
發行所　大衆社
（振替口座東京一六二三八番）

東京市麴町區九段中山ビル
發賣所　南宋書院
電話九段二五七〇・一三七八
振替東京七五三二八番

大賣捌　東京堂　北隆館　大東館　東海堂

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

近刊の社會主義書類

藏原惟人譯
露國共産黨の文藝政策

ウォロフスキー著
能勢貢造譯
マルクス主義的作家論

デボーリン著
井上満譯
フランス唯物論史

ユーリネッツ著
緑川純譯
マルクス主義と精神分析

ブハーリン著
緑川純譯
社會主義の建設

ユアリング著
淺田清三譯
ソヴィエット・ロシヤの教育

東京九段 中山ビル
南宋書院
振替口座 東京四五三二八

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無産者自由大學

社會主義基礎

ブルジョア教育の一大脅威

わが「無産者自由大學」講座が去る四月新聞紙上に公表されるや、忽ち數萬の會員が出來、既に第四回の配本を終り、益々新加入者の增大して行くこの事實は、明かにわが無産大衆の智的伸展を物語るものであると同時に、それは實に巧猾なブルジョア教育に對する一大脅威である。

内容の充實と會費の安いこと

この大講座は、プロレタリアの必ず學ばねばならぬ社會科學と、自然科學の一大綜合で、誰にも解り易く、全然無産階級的な立場から書かれ、しかも一ケ月五十錢で四六版二百頁以上といふ安さである。名實完備の講座として、世に普く知られて來た所以である。

會員の追加募集

締切後毎日數十人の加入切望者があるに鑑み、好機を逸しられた諸君のために、會員の追加募集を開始した。速かに申込あれ。

實物見本提供――内容見本は無代進呈

内容が實際どんなものであるか。實物について知りたい人々のために左の既刊講座を一冊(附錄共)七十錢で提供いたします。振替か爲替で七十錢拂込(郵券なら七十六錢)希望書名を書いて頂けば直ち送本します。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

智識の綜合的大講座

	講座科目	科外講座
1	天文・地文	古代日本の奴隷制度
2	生物・人類	進化論の歴史
3	生理・心理	人口問題
4	物理・化學	日本の資本主義と帝國主義
5	世界歴史	物質觀の變遷
6	日本歴史	日本社會運動史
7	社會學	農民と勞働者
8	經濟學	勞農ロシヤの日常生活
9	政治學	インタナショナル
10	宗教、哲學、倫理、藝術	婦人の政治的要求
11	無産者運動	勞農ロシヤの教育
12	世界の現狀	支那問題

講師

堺利彦氏　山本宣治氏　安田德太郎氏　伊藤靖氏　上田茂樹氏　猪俣津南雄氏　西雅雄氏　大山郁夫氏　青野季吉氏　山川均氏　荒畑寒村氏　櫛田民藏氏

白柳秀湖氏　川內唯彥氏　藏原惟人氏　佐野學氏　田所輝明氏　稻村隆一氏　近藤榮藏氏　長谷川如是閑氏　大森義太郎氏　平林初之輔氏　山川菊榮氏

第一講座　**天文・地文**　堺利彦　附錄　勞農ロシヤの日常生活　近藤榮藏

第二講座　**生物・人類**　山本宣治　附錄　古代日本の奴隷制度　白柳秀湖

第十一講座　**無産者運動**　山川均　附錄　インターナショナル　田所輝明

第四講座　**物理・化學**　伊藤靖　附錄　物質觀の變遷　平林初之輔

發行所　東京九段中坂下中山ビル　振替口座東京七五三一八番　**南宋書院**

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會主義書類近刊豫告

アクセルロッド著　永田廣志譯
ブルジョア社會學の批判

デユメネフ著　永田廣志譯
史的唯物論の理論

レーニン著　北浦千太郎譯
國會選擧と社會民主黨の任務

ストレイト著　荒畑寒村譯
國際間の闘爭と資本間の協調

レーニン著　北浦千太郎譯
辯證法の具體的適用

ハガキで豫約しておいて頂けば出版出來次第お知らせします

東京九段
中山ビル

南宋書院

振替口座
東京七五三二八

選學戰の戰術を學べ

勞農黨京都府支部聯合會編

選擧戰における勞働農民黨の初陣

定價七十錢
送料四錢

我國最初の無産政黨選擧戰にのぞんで、花々しく戰ひ、意外の戰績を擧げて全國無産階級の視聽をあつめた勞農黨京都府支部聯合會が、如何に組織的に、如何に唯物辯證法的に戰つたか、本書は實に細密な戰術の記録であつて、大いに學び大いに批判研究すべき必讀書である。ポスター、聲明書、ビラ等を參考資料として附錄となす。今や府縣會議員選擧の戰ひ始まらんとする秋、本書を是非味讀されんことを望んでやまぬ。

大山郁夫氏
山本宣治氏
序

東京九段
中山ビル

南宋書院發行

振替東京七五三二八番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會民主主義と選擧協定

定價三十錢

レーニン著・北浦千太郎譯

府縣會議員選擧を目前に控へた各無産政黨は夫々の選擧對策を樹てた。然しその選擧對策が果してマルクス主義的なものであらうか？ 社會民衆黨及び日本農民黨は經濟生活（搾取對被搾取）の社會化と社會生活（壓迫對被壓迫）の合理化を以て、即ち協調主義を以て選擧に臨まんとし、日本勞農黨は山形縣に於て反動的政友會と提携し勞働農民黨はブルジョア自由主義者たる革新黨と幾分か提携せんとしてゐる。

これは正しきことだらうか？ 否々、誤謬である。

斯かる狀勢は一般無産階級をして再び議會主義に對する見解の再清算を要求してゐる。無産階級は議會主義に對して本來如何なる見解を採れるか、且つまた特殊的には選擧協定に對して如何なる見解を採れるか？ 乞ふ之をレーニンに聞け！

東京九段 中山ビル

南宋書院

振替口座 東京七五三二八

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

科學的社會主義の基礎

ザスク著　上田茂樹譯

無産階級運動が尖鋭化して、都會に農村に日夜白熱戰の演じられてゐる折柄、我々は先づ科學的社會主義の理論を全體的に把握せねばならぬ。本書は通俗に墮せず、しかも平易に、社會主義哲學卽ち歴史的唯物論から說き起し、その社會學、その經濟學說、政治鬪爭過程、變革過程等、凡そ科學的社會主義を理解するに必須な基礎知識を細叙して遺憾なく、正にプロレタリアの座右銘である。

（定價一圓・四六版二二〇頁・送料八錢）

目次

第一章　科學的社會主義の方法
第二章　唯物論的世界觀（唯物主義の哲學）
第三章　唯物史觀
第四章　社會主義の歴史的必然性
第五章　價値學說
第六章　客觀說は勞働價値說
第七章　餘剩價値及利潤の學說
第八章　科學的社會主義の批判

東京中山九段ビル　南宋書院發行　振替口座東京七五三二八

マルクス・エンゲルス傳

リヤザノフ著

青野季吉・石澤新二譯

マルクス及びエンゲルスに關する數多の評傳中、本書は正に第一位を占むるべき、この偉大なる二人の先覺者の再現である。これは單にマルクスとエンゲルスの別個な傳記でなく、科學的社會主義の建設に協力したこの二人の全貌を描き、その全思想を叙述し、しかも彼等の生きた時代の流れとの關聯を細叙して、我々をして宛ら當時のプロレタリアート解放運動の渦中にあらしむるの慨がある。我々はマルクスの著作を研究するに當つて、その書が生れねばならなかつたところの歷史的段階を知らねばならぬ。本書はこの要求にピツタリ添ふものである。

（四六版三〇〇頁、定價一圓五十錢、送料十二錢）

南宋書院發行

東京九段中山ビル
振替口座東京七五三二八

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN